

◆出席委員（13人）

|      |       |       |
|------|-------|-------|
| 1 番  | 小 笠 原 | 美 保 子 |
| 2 番  | 水 上   | 雅 廣   |
| 3 番  | 谷 口   | 敬 信   |
| 4 番  | 上 ヶ 吹 | 豊 孝   |
| 5 番  | 井 端   | 浩 二   |
| 6 番  | 澤     | 史 朗   |
| 7 番  | 住 田   | 清 美   |
| 8 番  | 徳 島   | 純 次   |
| 9 番  | 前 川   | 文 博   |
| 10 番 | 野 村   | 勝 憲   |
| 11 番 | 籠 山   | 恵 美 子 |
| 12 番 | 高 原   | 邦 子   |
| 13 番 | 葛 谷   | 寛 徳   |

◆欠席委員（なし）

◆説明のために出席した者の職氏名

|                |       |       |
|----------------|-------|-------|
| 市長             | 都 竹   | 淳 也   |
| 副市長            | 湯 之 下 | 明 宏   |
| 教育長            | 沖 畑   | 康 子   |
| 総務部長           | 泉 原   | 利 匡   |
| 危機管理監兼危機管理課長   | 坂 田   | 治 民   |
| 危機管理課危機管理係課長補佐 | 尾 賀   | 寿 治   |
| 総務課長           | 岡 田   | 浩 和   |
| 総務課行政係課長補佐     | 下 通   | 剛     |
| 総務課人事給与係長      | 中 垣   | 由 香   |
| 財政課長           | 上 畑   | 浩 司   |
| 財政課財政係課長補佐     | 佐 藤   | 博 文   |
| 管財課長           | 砂 田   | 健 太 郎 |
| 管財課管財係課長補佐     | 西 田   | 博 和   |
| 管財課情報システム係長    | 松 井   | 洋 子   |
| 税務課長           | 渡 邊   | 康 智   |
| 税務課市民税係長       | 宮 垣 津 | 治 美   |
| 税務課資産税係長       | 蒔 田   | 善 巳   |
| 企画部長           | 岡 部   | 浩 司   |
| 秘書広報課長         | 柚 原   | 徹 守   |
| 秘書広報課秘書係課長補佐   | 今 井   | 進     |
| 秘書広報課広報係長      | 井 畑   | 仁 志   |
| 総合政策課長         | 三 井   | 大 輔   |
| 総合政策課政策企画係長    | 土 田   | 治 昭   |

|                      |     |       |
|----------------------|-----|-------|
| 地域振興課長               | 田 中 | 義 也   |
| 地域振興課地域振興係長          | 清 水 | 則 久   |
| 市民福祉部長               | 藤 井 | 弘 史   |
| 子育て応援課長              | 今 村 | 安 志   |
| 子育て応援課子育て政策係課長補佐     | 仲 島 | 孝 子   |
| 子育て応援課保育園係長          | 中 垣 | 浩 太 郎 |
| 障がい福祉課長              | 平 田 | 直 久   |
| 障がい福祉課障がい福祉係課長補佐     | 森 本 | 睦     |
| 障がい福祉課発達支援センター担当係長   | 青 木 | 陽 子   |
| 地域包括ケア課長             | 都 竹 | 信 也   |
| 地域包括ケア課社会福祉係長        | 丸 亀 | 圭 祐   |
| 地域包括ケア課介護保険係長        | 井 谷 | 直 裕   |
| 地域包括ケア課高齢支援係長        | 板 屋 | 和 幸   |
| 地域包括ケア課地域医療係長        | 白 木 | 大 輔   |
| 地域包括ケア課地域包括支援センター係長  | 野 村 | 将 英   |
| 地域包括ケア課河合診療所担当係長     | 上 野 | 一 江   |
| 地域包括ケア課宮川・杉原診療所担当係長  | 上 野 | 愛 子   |
| 市民保健課長               | 花 岡 | 知 己   |
| 市民保健課健康推進係長          | 後 藤 | 和 宏   |
| 市民保健課健康推進係課長補佐兼主任保健師 | 清 水 | 弘 子   |
| 市民保健課市民係課長補佐         | 川 上 | 聡 子   |
| 市民保健課保険年金係長          | 玉 腰 | 弓 子   |
| 会計管理者兼会計事務局長         | 森   | 英 樹   |
| 会計事務局会計係長            | 竹 原 | 美 香   |

◆職務のため出席した  
事務局員

|        |     |     |
|--------|-----|-----|
| 議会事務局長 | 野 村 | 賢 一 |
| 書記     | 水 上 | 時 雄 |

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 議案第53号 | 令和3年度飛騨市一般会計予算        |
| 議案第54号 | 令和3年度飛騨市国民健康保険特別会計予算  |
| 議案第55号 | 令和3年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第56号 | 令和3年度飛騨市介護保険特別会計予算    |
| 議案第63号 | 令和3年度飛騨市情報施設特別会計予算    |

( 開会 午前 10 時 00 分 )

◆開会

●委員長 (前川文博)

皆さん、おはようございます。ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

本委員会の会議録は、飛騨市議会委員会条例第 30 条の規定により委員長が署名を行います。当委員会に付託された案件はお手元に配付のとおりです。

なお、今回の一般会計予算につきましては、所管部長が歳入歳出予算について順に説明を行います。その説明が全て終了した後に審査を行います。特別会計、企業会計予算については、所管部局の一般会計の質疑が終了した後に引き続き説明と質疑を行います。一般会計、特別会計、企業会計、全ての説明と質疑が終了した後に当委員会のとりまとめを行います。

審査に入る前にお願いいたします。質問は一問一答制とし、内容がしっかりと伝わるよう要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。議題外や議題の範囲を超えることのないようお願いいたします。委員のご発言はまず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使用し、自己のお名前を告げ、質疑は予算書などの該当ページを示してから質問されるようお願いいたします。以上、ご協力をお願いいたします。

それでは付託案件の審査を行います。

◆議案第 53 号 令和 3 年度飛騨市一般会計予算

【総務部、議会・監査委員事務局、会計事務局所管】

●委員長 (前川文博)

議案第 53 号、令和 3 年度飛騨市一般会計予算を議題といたします。まず、総務部、議会並びに監査委員事務局、会計事務局所管の予算について順に説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長 (前川文博)

泉原総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長 (泉原利匡)

それでは、議案第 53 号、令和 3 年度飛騨市一般会計予算総務部所管の説明をさせていただきます。予算書 1 ページを開いてください。

令和 3 年度飛騨市一般会計予算総額を 186 億円と定めるものでございます。

14 ページお願いいたします。歳入の市税についてご説明申し上げます。

個人市民税ですが、人口減少等による納税義務者数の減少に加え、コロナの影響に伴う精算調整等による給与所得の減、個人経営の小売店や飲食店等の大幅な売上減による営業所得の減を見込み、対前年度 7,250 万円の減を見込んでおります。

法人市民税は、前年度当初に見込んでいなかった企業の売電収益等に伴う高額納付が見込める一方で、令和元年10月以降に開始された事業年度からの法人税割税率引き下げの影響による大幅な減、コロナの影響に伴う企業収益の減を見込んで、対前年度28万円の微増を見込んでおります。

固定資産税は、3年に1度の評価替えに伴う宅地等の下落、既存家屋の損耗減点による減収を見込むとともに、償却資産については、経年減価の一方で、小水力発電施設におけるわがまち特例適用期間終了による増収を見込みました。

また、コロナの影響で大幅に減収となった中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税軽減措置に係る減収を見込んで、対前年度7,335万3,000円の減を見込んでおります。

15ページお願いいたします。

軽自動車税は、堅調な販売動向等を踏まえた対前年度730万円増を見込んでおります。

市たばこ税は、段階的な増税措置がなされることから過去の税率引き上げ時における売上減少傾向を踏まえ、対前年度300万円の減を見込んでおります。

入湯税は、入湯客の減少傾向から対前年度389万9,000円の減とし、市税全体として対前年約1億4,200万円の減としております。

16ページお願いいたします。

地方譲与税につきましては、国の地方財政計画による伸び率を考慮して計上しております。

また、利子割交付金から18ページの環境性能割交付金については、県の推計値を参考にして計上いたしました。

地方特例交付金は、地方財政計画の伸び率を参考に計上し、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金については、固定資産税の減免補填措置が創設されたことから見込み額を計上しております。

19ページの普通交付税については、国勢調査速報値による人口減の影響はあるものの、それを緩和する措置があることに加え、新たに地域デジタル社会推進費にかかる所要額が創設されることなどを勘案し、手堅く前年度額の計上にとどめております。

その他の歳入及び歳出につきましては、総務部の令和3年度当初予算の概要、事業別説明資料により説明させていただきたいと思っております。

なお、予算書における総務部所管の歳出でございますが、45ページから63ページにかけて総務費のうち、ふるさと納税を除く一般管理費、財政管理費、財産管理費、情報政策費、公共交通対策費、工事請負費を除く交通安全対策費、防災費、諸費、徴税費、選挙費が総務部所管となりますので、お願いいたします。

それでは、総務部の事業別説明資料3ページお願いいたします。

RPA・会議録作成支援システムの実験導入です。事務事業の見直しの一環としてR

P A及び会議録作成支援システムを実証実験として導入し、業務時間の削減と事務の効率化を図ります。R P Aはふるさと納税業務における申込者情報等のシステム入力作業、会計伝票の作成作業等を行うとともに、会議録については音声データを自動的にテキスト化する会議録作成システムを導入し、業務時間の短縮をはかります。財源としては、国庫補助金を予定しております。

4 ページお願いいたします。テレワーク環境の整備です。

今年度より自治体テレワークシステムの実証実験に参加し、自宅や外部からの職場端末にリモート接続する実証実験を実施してきました。新年度は、在宅勤務や出張先での業務用にモバイル用パソコンとLTE回線2台を整備します。

5 ページお願いいたします。公衆無線LAN（FREESPOT）の整備です。

現在設置している市民向けフリーWi-Fi用機器は、機器性能の陳腐化で同時接続数が少ないこと、通信速度が遅いことなどのため、順次機器の更新を行っていきます。

また、市民利用の多いハートピア古川、本庁1階、河合振興事務所、宮川振興事務所にアクセスポイントを新設します。

6 ページお願いいたします。

公共交通第二種免許取得支援による運転手の確保促進です。

公共交通の運転士になるためには、国家資格の二種免許が必要であり、その取得費用が個人や事業者の負担となっていることから、市内を運行する公共交通事業者が従業員を対象に第二種免許を取得に要する費用の助成を行う場合に、事業者に対する助成制度を設けるものです。

7 ページお願いいたします。防犯カメラ設置及び助成です。

平成30年度より防犯カメラを設置してきましたが、令和3年度は警察署及び教育委員会との協議により、古川町杉っ子広場と若宮3丁目の農道の2カ所に設置し、通学する児童生徒の安全等を見守ります。

また、引き続き、区・自治会、商店街等が防犯カメラを設置する際に助成を行います。

8 ページお願いいたします。防災活動の支援です。

災害時に地区の防災活動の中心となる防災士育成を目的に防災リーダー養成講座を引き続き開催するとともに、資格保有者に対しフォローアップ研修を実施し、知識・技能の向上を図るほか、新たに古川中学校を対象に防災教育を試行的に行い、本格導入に向けた準備を行います。

また、防災士会活動のための防災ベスト等を準備するとともに、自主防災組織への支援を引き続き行います。財源はふるさと創生基金を充当します。

9 ページお願いいたします。航空写真更新及び家屋データとの照合です。

かねてより地図情報システム（GIS）を導入し、固定資産課税関係はもとより、公有財産情報、農地情報、下水道事業受益者負担金など幅広く活用していますが、前回の撮影から5年が経過し、地図データとの差異が生じていますので、令和3年度から2カ

年かけ、航空写真の更新と地図データ及び課税データの照合による家屋スクリーニング調査を行います。

最後に、人件費について説明いたします。141ページをお願いいたします。

特別職の給与費明細書ですが、その他の特別職が前年度と比較して大きく減っています。これは非常勤特別職の任用要件が厳格化されたことから、行政区長や農業改良組合長などを特別職から外したこと及び国勢調査の調査員の減などによるものです。

142ページは、一般職、正職員と会計年度任用職員の給与費明細書になります。

一般会計における職員数ですが、正職員と会計年度任用職員をあわせて712名です。

143ページが正職員の給与明細書で、職員数は346名で、前年度より5名増えています。国保特別会計からの3名の組替えと古川国府給食センターから2名を一般会計へ配置したことによるものです。職員の退職や採用による増減に加え、定期昇給、昇格、会計間異動等の事由により、前年度、当初予算との比較で給料の増額分が2,380万6,000円、手当の増額分が1,565万4,000円。教材費の減額分が766万5,000円となっており、全体で3,179万5,000円の増額となっています。

144ページが、会計年度任用職員の給与費明細書で、職員数は366人で前年度より29人減っていますが、職の見直し等によるものです。報酬は、1,153万5,000円の増、給料は2,349万4,000円の減、職員手当は262万5,000円の減、教材費は75万9,000円の減で、合計で1,534万3,000円の減となっています。

次に、特別会計と企業会計についてご説明します。

予算書は、それぞれの予算書になっておりますので、口頭であわせたものを説明させていただきます。正職員数は、132名を見込んでおり、前年度より8名増となっております。

具体的には、国民健康保険特別会計でこどものころクリニックの心理士など、一般会計の組み替えで3名の減、古川国府給食センターから下水汚泥特別会計の職員異動で1名増、病院事業会計で職員の採用による10名の増となっています。

会計年度任用職員につきましては、フルタイム34名、パートタイム43名の計77名を見込んでおり、特別会計、企業会計全体の職員数としては209名となっております。正職員の人件費予算額につきましては、前年度との比較で給料が1,650万1,000円の増、手当が5,450万4,000円の増、共済費が10万1,000円の増となっており、あわせて7,110万6,000円の増となっています。

会計年度任用職員の予算額については、前年度との比較で、報酬が970万2,000円の減、給料が1,126万8,000円の減、手当が994万1,000円の減、共済費が78万1,000円の増となり、あわせて3,013万円の減となっています。

特別会計及び企業会計の人件費全体として、13億7,497万円となっており、前

年度より4,097万6,000円の増となっています。

以上で総務部所管の説明を終わらせていただきます。

●委員長（前川文博）

続いて説明を求めます。

□議会事務局長兼監査委員事務局長（野村賢一）

私からは議会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員に関する予算を説明いたします。

まず、議会費から説明いたします。予算書のほうで説明をさせていただきます。

44ページをお願いします。

おおよそ例年と変わっておりませんが、令和2年度の当初予算と比較しますと減少しておりますが、その理由といたしまして議員報酬を13名分としたこと及び令和2年度はタブレット端末の導入経費を計上しておりましたので、それらの分が主な減少要因となっております。

なお、修繕費には、タブレット端末充電のためのコンセントを本会議場の議員席と執行部席に設置する予定のため、その費用が含まれております。

公平委員会及び固定資産評価審査委員会の予算につきましては、45ページの中段、総務管理費の一般管理費に公平委員、固定資産評価審査委員、それぞれ3名分の報酬がありますし、46ページから49ページにも費用弁償や負担金など関係する予算が多少含まれております。

次に、64ページをお願いします。

監査委員費ですけれども、これはタブレットの購入費を1台みておりますけれども、そのほかとくに例年と変わったところはございませんので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

●委員長（前川文博）

続いて説明を求めます。

□会計管理者（森英樹）

それでは、会計事務局所管について説明いたします。はじめに、主な歳入について予算書により説明いたします。

予算書の34ページをごらんください。

17款、財産収入、1項、財産運用収入の利子及び配当金としまして、19件の基金利子の収入2,441万円と、4件の株式配当収入24万8,000円をあわせました2,465万8,000円を計上しております。

これらの基金の運用方法は、定期預金のほか有価証券による運用を計画しております。有価証券は、信頼性の高い国債、地方債、政府機関債等により基金全体を一括して運用いたします。

次に、歳出について説明いたします。

予算書の50ページをごらんください。

会計管理費につきましては、旅費、消耗品費、決算書等の印刷製本費、修繕費、修繕料などの経常的な事務経費の支出のほか、24節、積立金につきましては、19件の基金利子の積立金及びふるさと納税分の基金積立として、007ふるさと創生事業基金と024市民の暮らし応援基金への積立金となっております。

以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

説明書の7ページの防犯カメラのことでお聞きしたいんですが、全国的にどこでも防犯カメラを設置するのが常となっているんですが、結局、防犯カメラで抑止力はあると思うんですが、実際、今ここに設置されているところで、例えば消防署だとか警察署にその動画を見るようなシステムはあるのでしょうか。

□危機管理監（坂田治民）

動画については、直接見るものについてはありません。これは、市民のプライバシーを保護するという観点も含めて、基本的にはそれぞれのカメラの中に記録されるという状況になっています。警察署のほうから要望があったときに、はじめて我々と警察が一緒に行ってその画像をダウンロードするというようなかたちをとっています。

○委員（上ヶ吹豊孝）

たしかにプライバシーは重要だと思うんですが、ただ、何かあった場合、これ全て事後ですね。やっぱりプライバシー優先ということなんですかね。

□危機管理監（坂田治民）

犯罪というのは、24時間いつ起こるかわからないという状況にあります。そうすると、それらのカメラ等に対して24時間、人をつけなければならないという状況が発生します。したがって、抑止という観点を含めては、それぞれのカメラのところに「防犯カメラ設置中」という目立つシールを貼って、抑制を図っております。あとは、その録画した画像によって事件の早期解決を図るというものであります。

○委員（野村勝憲）

予算書の14ページ、15ページにも関係してくるんですけど、歳入のところでちょっと心配なんですけど、市民税ですね、固定資産税。あわせて1億5,500万円くらいですか、それ以上マイナスになっているんですけど、前年よりも。1つには、とくに市民税のほうがコロナのこともあるでしょうけど、この傾向というのは今後も続いていくわけですかね。1億円以上マイナスになるという傾向は。これから、来年度、再来年度含めて。

□税務課長（渡邊康智）

法人市民税につきましては、先日の補正予算の委員会の際にもご説明しましたように、



市内の大規模な事業所の多くが3月決算ということで、ことしの5月、6月で前事業年度の確定申告も出てきたところで、結構傾向が見えてくるのかなと思うんですけど、ただ、主要な企業様のほうに聞き取りしておるところでは、前回、平成20年、平成21年あたりのリーマンショックのときと比べると、多くの製造業の事業所においては、立ち直りが早かったというようなことを聞いておりますので、法人市民税に関しては、減収の傾向が長く続くということは今のところ私は思っておりません。

個人市民税につきましては、今回コロナ対策、特別の対策ということで、国のほうで雇用調整助成金の上限の引き上げをされたりということで、結構個人の方の休業であるとかそういった部分についても所得がなるべく下がらないような手当てがされたということもございますので、これもびっくりするくらいの減収が続くということはないのではないかとこのように考えておりますが、ただ、議員もよくご承知だと思いますけども、いまだ観光業、飲食業等では出口が見えないような状況にあるということで、そういった分野につきましては、しばらく税収が戻ってくるには時間がかかるのかもしれない。そのように考えております。

○委員（野村勝憲）

市民税のほうはわかりました。固定資産税のほうですけども、当然、土地の価格の実勢価格にも影響してくるわけですけども、これについてはね。やはり飛騨市の場合は人口減少によって、やはり土地あるいは家屋が一人住まいから亡くなってしまうとか、そういうことがこれから起きてくると、このへんの見通しはどうなんでしょうか。

□税務課長（渡邊康智）

令和3年に固定資産の3年に1度の評価替えが行われまして、土地につきましては、毎年近年ですと評価額が3パーセント前後くらい落ちていっていると、どの地域においても。ということで、前回の評価替えと比べると、大体1割くらい評価額が落ちたということではありますが、固定資産税おおよそ20億円の中で、土地が占める割合というのは大体3億5,000万円前後くらいということで、実際は償却資産が半分くらいを占めているような状況にありますので、償却資産についてはここ近年、小水力発電所が市内に整備されたりしてそういった税収が、初期段階では国の制度に基づいて軽減したりしているんですが、そういった期限が切れるともとどおりの税収が入ってくるというようなこともございますので、土地についてはたしかに今後も減少傾向が続くのかもしませんが、固定資産税全体としては、ほぼ横ばいに近いくらいの状況が維持できるのではないかとこのように考えております。

○委員（水上雅廣）

予算書の45ページ、総務費の一般管理費ですけど、比較の中で9,200万円近い額になっていますけど、主な要因をまず教えていただきたいと思います。

●委員長（前川文博）

もし別室の方、発言される場合、マイクで申し出ていただければこちらでわかります

のでお願いいたします。答弁を求めます。

○委員（水上雅廣）

変えます。多分、ふるさと納税の寄附金の返戻金の部分が一番大きいのかなと思って  
いますけど、お聞きしたいのは、47ページです。役務費の通信運搬費と手数料が倍と  
はいいせんけど、結構伸びているんですね。これの要因、理由を教えてくださいな  
か。

□財政課長（上畑浩司）

今のご質問につきましては、所管が企画部のほうになるんですけれども、議員ご指摘  
のとおり、ふるさと納税寄附金、こちらを令和2年度と比較しまして、2億円増額して  
おります。その収入のうち、半分程度は経費ということで、その業者さんに支払う手数  
料でありますとか、あるいは商品の発送の通信運搬費とかそういったものが増えてきて  
いるということでございます。

○委員（水上雅廣）

ふるさと納税にかかる分の経費がここの役務費ということなんですね。わかりました。

○委員（井端浩二）

事業別説明の8ページ、防災士の防災活動の支援についてですが、毎年防災士を養成  
して100人弱ですか。当然、防災士が誕生しているわけですが、その方は防災士会に  
当然、入ってもらえるのか。全員が入るわけじゃないかもしれませんが、そのへんにつ  
いてお聞きしたいと思います。全員で人数的に何人ぐらいになったのかもあわせてお願  
いいたします。

□危機管理監（坂田治民）

基本的には、とった方については防災士会の紹介をして入るようお願いしています。  
ただ、これはやっぱり個人の自由がありますので、入る、入らないは個人の判断に任し  
ております。現在のところについては、ことしの試験については、まだ結果が出たばか  
りですので、概ね150名程度の会員数がおります。

○委員（井端浩二）

私も防災士の一人なんですけど、活動をしないと結構忘れてしまうということがあるの  
で、当然、去年はコロナの影響で活動はできなかったと思うんですが、要は今後研修の  
実施とありますが、どのようなことを予定しているのか、もし予定があればお聞きした  
いと思います。

□危機管理監（坂田治民）

研修等につきましては、とくに今問題になっているのは気象とかボランティアのほう  
の支援がありますので、そういうことを今、当面考えております。防災士会の活動につ  
きましては、たしかに今年度コロナ等の関係ありまして、総会もできないような状況で  
した。しかしながら、後半、古川中学校の教育において、市として防災士の役員の方  
については、20の項目のうちの約半数10の項目を持っていたいただいて説明していただい

たような状況です。また、今回、古川中学校も当然、今年度、防災教育の試行に入るんですけども、その中の枠組みの中に防災士も入っていただく。今後につきましては、これは中学校、各小学校の防災教育も入っていく関係で、今のところの構想としては、それぞれの校区にいる防災士の方、とくにご父兄でなられた方については、それぞれの防災教育については、担任していただくというふうに考えております。また、市民の方々等については、活動支援ということで一応予算はあげておりますが、防災士が例えば独居老人の家具の固定をしたいというような話等があれば、それに対して助成をするというふうに考えております。

○委員（井端浩二）

中学校への防災教育、大変いいことだと思いますし、一度見学もさせていただきましたが、これは当然、古川中学校だけじゃないし、今、小学校という話もありますが、神岡中学校あるいは高校等にも今後予定はされていくのか、そのへんについてちょっとお聞きしたいと思います。

□危機管理監（坂田治民）

今、予定されているものについては、古川中学校及び神岡中学校が予定されております。各小学校につきましては、それぞれ教育委員会のほうで議会でも出しましたが、それぞれ命を守る防災ということで、それぞれの学校計画になっております。その中で必要なものがあれば支援したいと考えております。高校につきましては、基本的に県の所管ですので、直接我々が支援することは今のところはありません。ただし、ことし5名ぐらい高校生防災士の教育を受けていただきましたが、教育に参加するとか、今回行われたんですけど、高校生が中学生等について防災普及をするというような活動も逐次行われるようになっております。

○委員（住田清美）

ちょっと職員数についてお尋ねしたいと思います。予算書の142ページ、一般職の総括のところで見ますと、前年度と比べて24人の減になっております。次のページの一般職で見ると、一般職は増になっておりますけれども、144ページの会計年度任用職員のところでいきますと、パートタイムさんあわせて29人の減で、あわせて24人の減ということなのかなと思うんですが、会計年度任用職員が大幅な前年度と比べて減になっておりますが、これの要因というのはとくにあるんでしょうか。

□総務課人事給与係長（中垣由香）

会計年度の職員数につきましては、昨年度の当初に会計年度任用職員の制度がはじまったこともありまして、多く見積もっていたということも原因にはあるんですけども、実際、会計年度任用職員を運用してみまして応募はしてみるものの、やはり人手不足で採用にいたらなかった場合もございまして、その点、人数不足ということで今の現状があります。そのまま来年度の予算を試算したときに職員数が減ってはおりますけれども、実際の業務は可能であると考えております。業務をまたしていく中で、不足するものが

ございましたら、都度、再度募集をかけるなりして対応をしていきたいと思っております。

○委員（住田清美）

そうしますと、一般職も含めてですけど、採用と人数は定員適正化計画というのをつくってありまして、年度ごとに大体どれくらいの職員が必要かという目安があると思うんですが、この定員適正化計画に沿って順当には職員数は進んで推移しているのでしょうか。

□総務課長（岡田浩和）

定員適正化計画のほうで正職員、そして会計年度任用職員の職員数の目標値を定めているわけですが、正職につきましても、概ねの数字できておりますし、会計年度任用職員につきましても、一般会計職員を目標値としておりますが、今ほど中垣から説明がありましたように若干減っておりますので、計画とはほぼ一致してきているという状況でございます。

○委員（住田清美）

昨年度から会計年度任用職員という制度ができて、できれば臨時職員さんも同じ給与体系の中でのというようなところが進んできております。今聞くと、なかなか募集をかけても応募に至らないというところもありますので、せっかくいい制度ですが、よく見ると、でもフルタイムの人は少なく、ほとんどがパートタイムさんということで、やはり働くほうにもそれぞれの事情があるのかなとお見受けしております。いい仕事をしていただくためにはやっぱりマンパワーというのは必要だと思いますので、ぜひまたこの会計年度任用職員さんの声も聞きながら、検証もしていただきながら、ぜひいい人員体制をつくっていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

□総務課長（岡田浩和）

今ほどご指摘のとおり、職につきましても、やはり随時見直しをしていく必要があるというふうに思っておりますので、そこがある程度の期間必要な職であればそのように職員をあてていくということが必要だというふうに思っておりますが、やはり人件費の総額の中で抑制ということも必要になってございますので、やはり正職という部分と会計年度任用職員という職の部分を把握しながら職員採用を続けて、人件費も一定の予算の中で動いていくというようなことで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（小笠原美保子）

ちょっと教えてほしいんですけども、予算概要の5ページなんですけど、Wi-Fiの設備の老朽化対応で、順次機器の更新を行っていますと書いてあるんですけども、今まではどこをされたんですか。

□管財課情報システム係長（松井洋子）

今までスポット的に壊れたものに対して修繕料というかたちで修繕、その都度修繕し

ております。

○委員（小笠原美保子）

ことしからは古いところから順番に変えていくということですか。

□管財課情報システム係長（松井洋子）

ことしまでは順次変えていたんですけども、やっぱり一度に同時期に入れているもの  
ですから、今年度ちょっと故障が多発しまして、一度調査を業者さんにしていただいた  
んですけども、もう限界にきているものが多かったことから、来年度、一括して順次更  
新していきたいと思っております。

○委員（小笠原美保子）

前年度の予算とみるとすごい増えているというのは、そこらへんのことであわせてと  
いうことですか。

□管財課情報システム係長（松井洋子）

委員おっしゃるとおり、今年度増加しているのはそういう理由でございます。

○委員（徳島純次）

概要説明書の4ページ、テレワーク環境の整備についてですけど、在宅勤務や出張先  
での業務を可能にするということで、モバイルを利用してやるときに、L G W A N を利  
用して接続するというふうに伺っていますが、L G W A N は非常にセキュリティはとら  
れていると思うんですけど、実際、端末機で使う側ですね、そちらのほうは、例えば出  
張先なんかでやる場合はデータを持っていかなければいけないと思うんですが、そのと  
きに紙ベースで持って行ったら出張先で紙を紛失したとかですね、それからパスワード  
打っているときにのぞき見されたとかですね、そういうようなセキュリティ上の問題と  
いうのはあるわけですが、そういうものに対するルールづくりというのはされているん  
でしょうか。

□管財課長（砂田健太郎）

ちょっとルールづくりの部分と機器の部分とございまして、うちのほうからは機器の  
ほうのシステムの部分についてちょっとご説明させていただきたいと思っておりますけども、  
テレワークのほうは現在試行中なんですけど、こちらは基本的には、それぞれの普段使  
っているパソコンのものは自分の机の上に置いたままで使います。データについては、  
一切持ち出しはいたしません。それぞれご自分で持ってみえるパソコンを使うか、市の  
ほうで所有しているものを貸し出して使うかということで、外で使えるということにな  
っております。外で使う際に、データも外で使っている機器にデータは入ってまいりま  
せん。これは、画面を自分の机にあるパソコンの画面を転送して操作をしているとい  
うことで、動いているのはあくまで自分の机にあるパソコンということになります。  
ですので、そういった面でのデータの流出とかということは、現在のシステム上は基本  
起こらないということになっております。ルールづくりの面につきましては、ちょっと  
総務課のほうで対応になりますので、総務課のほうでの返答になるかと思っておりますので、

お願いします。

□総務課長（岡田浩和）

実際のテレワークに対する場合の公文書の取り扱いにつきましては、現時点では、今ほどのL G W A N接続ができる部分に対しては、場所が変わっているだけです。今までのその公文書の取り扱いというふうに思っておりますし、実際に今起こっておりますのが、自分のパソコンを宿舎に持ち出してハードディスク上に落として仕事をするという部分がございますので、そこについては外に持ち出すとかというようなことはないようにガイドライン的なものは示しております。ただ、今後テレワークでいろいろなことが起こっていく場合のための公文書のルールというものは、改めてつくっていく必要があるというふうに思っております。

○委員（徳島純次）

在宅勤務なんかで自分のパソコンを使ってやる場合なんかですね、データを打ち込む場合なんかはどうしてもそのデータ等を見るためには紙ベースのものを持って行くなりしないと自宅からは操作できないわけですね。サーバに入っている情報そのものだけにかまっている部分にはいいんですけど、新たなデータを打ち込むとかいう場合は、それを持っていかなければいけない。その紙を持って行って紛失してしまうとか。それからよく聞くのは、出張先にパソコンを持って行って紛失してしまうとか。そういうのも時々、新聞等で出ていますので、今のお話あったように、今回その用意されているものは多分ダウンロードはできない、データを自分のパソコンには送れないというようなパソコンで多分ほかの人がやっても認証も二重認証になっていますし、大丈夫だと思うんですけど、個人のパソコンで行った場合、そういう問題があります。それから、個人のパソコンだとパソコンの中にやっぱりデータを持っているわけですね。それらを見られてしまうということもありますから、そのへんのルールづくりというのをしっかりしていただきたいと思うんですが、そのへんはどうですか。

□総務課長（岡田浩和）

公文書管理規程というのが現在もございますので、そこをテレワーク対応ができるように見直しを随時させていただきたいと思います。

○委員（籠山恵美子）

予算書の146ページ、職員の給与労働条件のことですけどね、職員1人当たりの給与のところに福祉職というのは主にどの分野を言っていますか。

□総務課人事給与係長（中垣由香）

福祉職は保育士の方になります。

○委員（籠山恵美子）

今回、公契約条例が飛騨市でも制定が多分されると思いますけど、委員会では全会一致で賛成したので。民間がそれなりに民間というか、働く方々の労働条件をもっとよくしようということで、行政が率先して公契約条約をつくるんですけども、さて飛

驒市内の市役所の中での女性の現業職、とくにこういう保育士の保育職は本当に大変だ  
と思うんですけども、人の命を預かっているわけですし、このあたりの給与の差です  
よね、こういうものは飛驒市としてはどんなふうに考えられていきますか、新年度から。

□総務課長（岡田浩和）

今ほどのような質問は、市役所の保育士と民間の保育士との差という意味でしょうか。

○委員（籠山恵美子）

違います。市役所の中でも、とくにそういう女性職員の給与が低いということについ  
て、今、男女平等とか同一労働、同一賃金と国は働き方改革でいっているわけですが  
でも、相変わらず福祉職は低いんですよね、給与が。こういうことは、市役所としては当  
然なことだというふうにして進んでいくものなんですか。

●委員長（前川文博）

これは、この表の例えば行政職と福祉職を比べたときに、福祉のほうが安いという意  
味のことで、言ってみえるんですね。年齢も福祉のほうが年齢が高いのに、安いので  
ということなので、その差をどう考えるかということ。

□総務課長（岡田浩和）

福祉職については、保育士になりますし、行政職につきましては、ここは非常に幅が  
広くて私どものような一般行政をやっている職員もおりますし、税の担当している職員  
もおりますし、消防職も含まれております。ですので、福祉職とここの行政職という給  
料表の数字の中の差が一概に高い低いというのは、ちょっと表現が難しいところであり  
まして、保育士でございましたら、例えば採用されて何年経つと次の保育士の給料表に  
なるとかという昇格の運用はございますので、そこについては適正に運用はしておりま  
すし、行政職につきましても、今ほどの主事ですとか、主任、主査、あるいは係長とい  
う段階的な給与のカーブもございますので、その中では男女の差がなく運用はしている  
という状況です。

○委員（籠山恵美子）

ざっくり書いてあるので、現状が、私はちょっと認識が薄いのかもしませんが、  
要するに一般職の福祉職ですよね、保育士の給与ですよね。そうなりますと、それなり  
に園長さんなり何なり正職の保育士の方のある程度給料が保証されているとしても、そ  
れでもやはり多少低いとなると、そこで働く任用職員の保育士さんの給与もっと低くな  
ると思うんですよ。今、保育士が足りない、足りないと言っている。それはやはり重労  
働でもあるし、とくに未満児みたいな本当に大変な神経の使うところが保育士が足りな  
いと言っているでしょ。そうすると、やっぱりそのあたりをきちんと福利厚生、給与。  
それが例えば任用職員であっても、きちんと差異を縮めて安心して働ける、安心して生  
活できる、そういう給与を考えていくということにならないと、もう昔のままではもう  
女性の保育士はなかなか採用できないと思いますよ。そのあたりはどんなふうに考えて  
みえますか。

□総務課長（岡田浩和）

まずは、行政職にしても、今ほどの福祉職であります保育士にしましても、初任給の設定というのは国家公務員に準じて何級、何号というものを設定しておりますので、そこに差があるというのは、その職に差があるということでございますので、全て同じ給料同じスタートというようなことは難しいのではないかなというふうに思っておりますし、そもそも給料表の中に男女の差というものはございませんので、ここの部分については国家公務員に準じて初任給を設定して、昇格していくというものでございますので、差があるとかというのは、仕事には差はございますので、給料表のつくりにももちろん差があるということです。さらに、給料表につきましては、民間の状況を見ながら国が給料表を設定しておりますので、それを飛騨市としても入れているということになりますので、そのようにご理解いただければと思います。

○委員（籠山恵美子）

今、仕事に差があるとおっしゃいましたが、仕事に差があるというのはどういう意味ですか。

□総務課長（岡田浩和）

仕事については、事務的な仕事ですとか、あるいは今の保育士のような現場の作業ということでの差といいますか、違いがあるという意味でございます。

○委員（高原邦子）

以前、今、職員の採用のところでお伺いしたいんですけど、ゼネラリストとかスペシャリストかというようなことを言ったことがあるんですけど、中途の新卒ばかりじゃなく、途中からの年齢があがっても飛騨市は採用するというふうなことは聞いておりますけれども、市民感覚からしますと、いろんな部門で話をすれば本当わかってくれる職員さんがいるのがありがたいわけなんですね。ところが、なかなかとわからなくて、課に行っても別な人になったりとか、いろんなことでなかなか話がわからないと。電話を今いただくんですけど、コロナのことで質問をしたら2つ3つ回されて、そこでもわからなかったとか、そういった市民からの声もいただいております。どうなのでしょう。私は、スペシャリストをつくっていくことが大事だなと。この方面はあの方に本当聞けばわかるというのが昔の役場にはいらしたわけですけど、どうでしょうか。飛騨市では、やっぱりその上にあがっていく方々はいろんな場面を知っていなければいけないということで、ゼネラリストというものを標榜してやっていかれるのか、本当に例えば基盤整備だったら、また特殊な専門のことが必要ですし、でもやはり市の中で上にいくにはいろんな課を回っていかなければいけないとか、出世とかいろんなことは個人的なものなんですけれど、市民としてはやっぱり本当によくわかる人というのを育てていってもらいたいと思うんですけど、採用に関しては今どのような観点で採用されているのか、わかる範囲でよろしいので、教えていただけませんか。



□総務課長（岡田浩和）

採用につきましては、基本的には退職された人数について採用を行っていくという状況でございますが、やはりこれまで技術等を専門にしてきた職員が退職というようなことになれば、その専門職を公募をかけていくということになりますので、そのように一般的な総合的な職種と専門職を補充していくということになるかと思ひますし、今のその専門的な職をどうするかという部分につきましては、今後のその業務がどのように変化していくかということも見極めながら、専門職を採用していくという流れになるかと思ひます。

△市長（都竹淳也）

ちょっと補足します。採用とそのあとどういうふうに育成していくかというのはちょっと観点が違うんですけども、前にもご説明したことがあるかもしれないんですが、新規の採用職員はできるだけ3年で全く違う分野に変えたいというふうに思ひて人事をやつていまして、最初スタートの時点は、例えば大学での専攻学んだ分野とか、社会人採用の場合は全職に近い分野でなるべくスタートを円滑に切ってもらつたあと、全く違う分野においてその人がどういう適性が出てくるかということをいたいというふうに思ひています。というのは、やっぱり人というのは使つてみると、一見この分野の専門だという方でも全然違う分野で能力を発揮するということが往々にしてありまして、まずそういうふうにしていくと。それで中堅どころになったときは、はまっているところに比較的長くおくという人事を最近行つていまして、長い人によっては5年とか6年とか同じ職につくことがあります。その意味では、ゼネラリストということではないんですけども、その人の適性をまず見ていって、適性があるところに中堅どころは長く置くと。ただ、そのあと管理職になると、管理職というのはポストが少ないんですね。なおかつ、今の地方公務員の制度はポストにつかないと昇格していかない、つまり給料が上がらないという仕組みですから、優秀な人を登用していこうと思ひると、その人の専門分野だけでは回っていかないとか昇格していけないということが起こりますので、ある程度、課長以上とかになつてくると、自分のやつたことのない分野とか専門では必ずしも自分がそこで歩んできたというところではないところに行くということはこれは起こり得ます。それから、あともう一つ悩ましいのは、技術の職の問題で、すごく細分化されているものですから、例えば水道でも上水道と下水道と違うんですね。というようなことがあつて、非常に人事というのはパズルを解くのが難しい状況です。市民の皆さんから見ると、たしかにこの人がいてくれたほうがありがたいということあるんですが、逆にその人からするともうかわりたいといつているということもよくありまして、そうすると周りの人はいいと思ひても、本人とにかくかえてくれとこういうこともありますので、いろんなファクターがあつてなかなか部分最適が全体最適にならない典型が人事なものですから、その中でベストを尽くしながらやっているとそういうことでもありますので、大きな方針とミクロの分は必ずしも一致しないということはあると思ひます。

れども、そういう考えでやっているということでご理解いただければと思います。

○委員（高原邦子）

今のかわりたいのにかわれないという話だったんですけど、実はそうしますと、かわりたくないという方もいらっしゃるんですよ。そういった声は、取り入れていただけるんですか、職員さん。ここ動きたくないんだけどという、そういったことを、さっき市長が言われたこととは逆なんですけど、そういう方もいらっしゃると思うんですが、そういったものに対しては市長どのように対処していますか。

△市長（都竹淳也）

かわりたくないんだけど、客観的に見てみると、その人に別の部分を経験させないと昇格させられないとか、その人の例えば5年後、あるいは10年後くらいのキャリアアップといえますか、キャリアを考えてみると、ここでこのままいくと他で使えない人になってしまうという判断が出ることもあります。なので、そのあたりも勘案しながら決めているということなものですから、かわりたいということを聞くこともあれば、かわりたくないということを聞けないこともあったり、そこにさらに家庭の事情とか、家族の事情とかが変化することもあるものですから、非常に難しい判断の中で毎年やっているということでご理解いただければと思います。

○委員（野村勝憲）

事業別説明資料の6ページ、公共交通の運転手の確保促進ということで、新規事業として60万円予算化されているんですけども、これは運転手3名分というふうに理解してよろしいですか。

□総務課行政係課長補佐（下通剛）

今おっしゃられたとおり、3名分の予算を計上しております。

○委員（野村勝憲）

現在、バス会社、タクシー会社それぞれ数社ありますが、現在、バス会社で運転手さんはどのくらいで、タクシー会社は何名くらいいらっしゃるんですか。

□総務課長（岡田浩和）

まずタクシーのほうですが、タクシーで約25名で、バスのほうですと濃飛バスを除かせていただきますが、60名ほどでございます。

○委員（野村勝憲）

今、コロナ禍で、要するにG o T oトラベルも中止している、あるいはこれからいつ再開するというめどもちょっと立たない中で、私は懸念されるのは、これだけの人数の方がいらっしゃるんですけども、逆にその会社自体が経営的にちょっと先行き不安というような声はどうなんですか。出ていないですか。

□総務課行政係課長補佐（下通剛）

以前、公共交通会議の関係の会議を開いた際に、タクシー会社さんはコロナの影響を受けた直後はやはり非常に厳しいというお話をお伺いしております。ただ、現状、現在

がどういった状況になっているか詳しくは聞いておりませんが、大きな変化はないものと思っております。まだ、引き続き厳しい状況にあるものとうちとしては認識しております。

○委員（野村勝憲）

私もタクシー乗ったりして、最近はやっと乗らないですけど。やっぱり高齢者の方が多いんですよね。運転手さんね。そういうことになってくると、例えばこういうコロナ禍で心配されるのは雇い止めですよ。こういう話は、現実どうでしょうか。今、耳にされていませんか。

□総務課長（岡田浩和）

現時点ではお伺いしておりません。

○委員（住田清美）

概要書の3ページ、RPA会議録作成支援システムの実験導入なんですけど、働き方改革によること等も含めまして、RPAツール導入によることで、まず令和3年度はふるさと納税業務における申込書のシステムへの入力業務とか、会計伝票の入力事務にこれを使う。そしてもう1つ、会議録作成支援を音声でやったものを文章に置き換えるというようなことなんですけど、私イメージ的には事務所にこういったパソコンにソフトを入れる、例えばパソコンをそこに導入するというようなイメージなんですけど、予算委託料でみてあるんですよ。そういうのは一括して行う業者に委託をしてそういうものを配置してもらうというようなかたちになるのでしょうか。

□総務課行政係課長補佐（下通剛）

ただいまのご質問でございますが、おっしゃられるとおり、パソコンがあつてパソコンの中にシステムのなものをに入れて運用するシステムでございます。そのシステムを使うための費用が委託料として組んであるという状態でございます。

○委員（住田清美）

備品購入とかではなくて委託料なので、毎年毎年、実証実験ですので1年でとりあえず契約をしているということでしょうか。

□総務課行政係課長補佐（下通剛）

備品的なものです。そういった購入費用は単年度なんですけど、それ以降、委託料部分につきましては今後もかかっていくという予定でございます。

○委員（住田清美）

令和3年度は実証実験で業務がここに記載してあるんですけど、これを使って目的に沿う時間労働の削減ですとか、やりやすいということの結果があれば、今後これを導入した業務を拡大していくような予定はあるのでしょうか。

□総務課長（岡田浩和）

今ほどのご質問のとおり、実証実験をしまして、ある程度こういうように業務効率ができるのかというようなことが得られたときに、やはり次のところの拡大をしていきな

から時間のつくり出しをしていきたいというふうに思っております。

○委員（住田清美）

もう1つ、この会議録の作成システムにつきましては、多分会議をした音源をそこで変換するというかたちになるんですけど、多分会議録を一番つくるのは議会関係じゃないかと思うんですけど、ここに議会関係の議事録等をつくるというような意図もあるんでしょうか。

□総務課長（岡田浩和）

令和2年度の中のトライアル的な部分では、議会の議事録ですとか、総合政策審議会の議事録、あるいは小さいものと教育委員会と少人数のところの議事録のテストをさせていただきました。それを踏まえまして、議会のほうの本会議みたいなものもこの中で対応できないかなというふうには想定しております。

○委員（住田清美）

今は財源内訳の中に国庫補助金が半分ほどは入ってくるんですけど、これは導入経費で入ってくると思うんですけど、これはずっと続くものなんですか。それともこれがなくなったあともこの制度がよければ市単でも継続していく事業なんですか。

□総務課長（岡田浩和）

単年度でございます。令和3年度限りということでございます。

○委員（住田清美）

検証していいシステムであったと、もっと事務の効率化も図りたいということで、次年度、国庫補助がなくなった以降もやっていくかどうかについては、またその時点で考えるということでしょうか。

□総務課長（岡田浩和）

実際にやってみましてどれだけ効率化できるかというものを見ながら入れていくわけですが、実際削減できる部分が時間でありましたり、あるいは時間外勤務というようなこともございますので、そのへんもトータル的に見ながら行っていくという考えでおります。

○委員（籠山恵美子）

新年度予算にまたがってくるので、コロナ関連ですけれども、具体的なこの数字とかというのではないんですけども、昨年、令和2年度にあったいろいろなコロナ対策ですね、支援策。たくさんいろんなメニューありましたけれども、そういう令和2年度にやられたものの達成率というんですかね。いろんなメニューがある中で、これは予算が足りないほど需要があった、あるいはこれは思ったよりも市民に受け入れられずに予算が余ってしまったとかそういう総括というんですかね、なんかそういうのをやりながらやっぱり令和3年度に向かったほうがいいんじゃないかと思うんですね、やりっぱなしではなくて。そのあたりはどうなんですかね。中間的にそういう事業によって支援策によってこのぐらい達成したとかというものは、まとめられて新年度に向かわれているん

ですか。

△市長（都竹淳也）

毎週、対策本部やるときに各施策の執行状況を全部入れていまして、今、予算に対してどのくらいきているとか、予算をはるかに超えるものがあったり、それよりも少ないものがあったりいろいろしますので、修正をかけながらそこはやっていきます。それで、その中で制度そのものじゃなくても得られた知見を生かすというのは今回の新年度予算なので、一般質問の中で申し上げましたけれども、例えばその中で見えてきた多重債務の問題なんかを政策化するとか、そういったことは1つあるんですが、個別の施策について言いますと、やっぱりそれぞれ評価していくとこれは続けたほうがいいのか、これはこれで終わったほうがいいのか、やっぱりいろいろあるんですね。人気があったとしても続けるのはいかがかというものもあれば、すごくあがってないけど継続していったほうがいいのかというものもあります。例えば、春先に送料の支援というのは、ネット販売による土産物品等の送料支援というのをやって、1件、1,000円でやって爆発的に伸びまして、すごい執行額があって、そこを増額しながら対応したんですが、これは緊急対策としてはいいんだけど、1件、1,000円の支援というのはちょっといかにもやっぱり大きすぎるだろうということで、今回3月は500円に落として、期間を絞ってやっているんですね。その間にやっぱり事業者のみなさんはそれぞれ自前でネット販売のほう、さらに強化していく、力をつけていращやるということも実際にあって、なので今度はむしろ商工の包括支援金補助金のほうでそういった取り組みを支援してこういうふうな流れになっているということもありますし、例えば地区の集会場の感染対策ありましてですね、あれなんかはやっぱり予算に対して執行率、多分9割くらいだったと思いますけれども、大体いきわたって、これ以上もう何度も声をかけているんですが、恐らくこれ以上広がらないだろうなというのが見えているものですから、このあたりは一旦切って、もし要望があれば追加して対応できるようにしたほうがいいのか。やっぱりその都度その都度、事業、事業を見ながらやっているというのが現状なので、当初予算にはそのままそっくりは現れてこないんですが、新年度で継続させてもらうには先般、繰越等させていただいたんですが、新しくまだやらなくてはいけないものというのは、新年度の追加対策として加える中でやっていくということで、とにかく状況が変化するのでそこらへんは様子見ながら常に評価して入れ替えるというやり方をしているということでご理解いただければと思います。

○委員（水上雅廣）

概要書の9ページ、航空写真のことですけど、その説明の中に家屋スクリーニング調査と書いてあるんですけども、少し説明していただいていいですか。

□税務課長（渡邊康智）

新築家屋について、以前私が覚えているのは、旧古川町時代とかのことなんですけども、各区長さんを通じて、その年に新築、あるいは増築、あるいは取り壊しをしている

ような家屋を報告をしてもらって、当然、行政のほうでもみずから調査に回るんですけども、そういった情報も含めて新規課税、あるいは取り消しを行っていたということがあるんですが、今時点では、そういった各区を通じての情報収集ということは、区のほうからの意見もございまして行われておらず、実際は、確認申請でありますとか、あるいは登記関係等の異動をもって把握をし、それをもって現地へ調査に出向いて課税であるとか、あるいは取り消しをしているというような状況なんですけども、やはり確認申請が法的に必要な郊外の集落であるとかについては、どうしても新築、増築の把握漏れ、あるいはもう取り壊したものの把握漏れみたいなものがあるのではないかと。実際、令和2年度中におきましても、相続登記とかの異動通知を処理する中で、もう既に何年も前に取り壊しがされていたものがそのまま課税されていたとか、逆に現地にはあるんだけど課税がされてなかったとかというような事例を30件以上把握しているというようなこともございますので、わずか1年間の中の動きだけでもこれだけの件数があるということは、きっと行政が補足できていない課税漏れ物件、あるいは課税取り壊し処理漏れ物件というものが多くあるんじゃないかなということを想像しまして、せっかく航空写真を撮るのであれば新しい写真と古い写真をかぶせあわせて、それを機械的に読み込むことによって、そういった異動の漏れとかをもう1回洗いざらいして課税漏れしているものについては、改めて調査をさせて課税させていただく。もう既に滅失しているのに課税していたものについては適正に還付等の処理をさせていただく、そのようなことをやらせていただければ課税の公平性にもつながりますし、課税漏れ物件が多ければ、今後、安定的な税収確保にもつながるのではないかなというふうに考えまして、こういった業務を令和3年度と令和4年度にまたがってやらせていただきたいという提案をさせていただいたというところでございます。

○委員（水上雅廣）

令和3年度と令和4年度にまたがってということは、来年度もこれと同じ予算があがるということですか。

□税務課長（渡邊康智）

説明不足で申しわけございません。令和3年度に航空写真をまず撮ります。新旧の写真の比較までは、令和3年度の業務で行うんですけども、既存の課税台帳とその地図のデータとの紐づけが今のところ100パーセントできておりません。その紐づけを行う作業を令和4年度にまたがって行いたいということで、令和3年度と令和4年度にまたがって行うんですけども、令和4年にみる予算は債務負担行為のほうで上程させていただいておる275万円が令和4年度に必要な予算ということでございます。

○委員（水上雅廣）

承知しました。ありがとうございます。今回の予算なんですけど、説明書にも書いてありますけど、家屋のほうが重点のような書き方になっています。Q&Aもらっていますから、ちょっとそれを見させていただいていますけども、今の紐づけでも家屋のほう

に紐づけをしていきたいというような、そういうふうにとちょっとみてとれたりするんですけど、家屋以外の例えば田畑とか雑種とかそういった方面に対してはどういうふうの評価のほう、このデータを生かしてやっていかれるつもりなのか、そのあたりも少しお聞かせください。

□税務課長（渡邊康智）

地目変更、とくに農地を埋め立てて宅地化したり、あるいは雑種地である駐車場化したりということについては、これまでもGISの地図データも参考にしながら異動の発見、また現地調査等を行っております。新しい写真につきましても、なかなか土地については新旧の比較、かぶせたところでなかなか写真判読は難しいということを業者さんのほうから聞いてはいるんですけども、県下21市ありますけれども、18市くらいは現地調査に変えてGISデータの比較によって地目変更等の把握をしているというような実態もあるようでございますので、もちろん現地調査には出向くんですけども、現地調査に行く前の参考資料として、地図の写真データとかは有効に活用してまいりたいと考えております。

○委員（水上雅廣）

要は、新旧のデータ、写真で対比しながらやっていくという作業は相当かかりますよね。このあとは紐づけしていつてできるのか。今は紐づけは十分じゃないんで、現地調査を踏まえながらということでしょう。探していくのに相当な職員数も必要じゃないかなということはずっと思っているんですけど、そのあたりはどうなんですか。

□税務課長（渡邊康智）

たしかに家屋の課税漏れとか、滅失の件数、課税台帳との紐づけによって今の時点では何件くらい浮かびあがってくるのかちょっと皆目検討がつかないところなんですけれども、令和4年度のうちにその数がわかってまいりましたら、やはり委員おっしゃられるように、現地調査の件数が非常に多くて、現状の人員ではなかなかスムーズに業務が進まないというようなことが想像されましたら、また令和4年度の人事要求に向けてこういった事情があるので何とか人員を増やしてもらいたいというようなことも含めて、検討、お願いをしてまいりたいというふうに考えておりますので、とりあえず、令和4年度の紐づけの結果を見たあंबいでその先を考えてまいりたいといったところです。

○委員（高原邦子）

予算書の49ページの最下段、地方公会計導入支援業務委託料なんですけど、今この公会計導入どのようになっているのか。将来的にどのようにしていくのか。どんなところに委託されているのか。それを教えてください。

□財政課長（上畑浩司）

地方公会計につきましては、総務省のほうから全国一律に、いわゆる複式簿記の考え方で全ての資産をあわせまして表をつくるようにというようなことで実施をしているところでございます。現在も専門の業者のほうに委託をしまして、飛騨市の決算額及び関

係団体の決算書類等をお渡ししまして業務をしていただいているところでございます。成果品につきましては、いろんな考え方があるんですが、いわゆる資産がどれくらいあって、どれくらい経費を使っているんだというようなことから、将来的な財政運営を踏まえての方向性を検討するための素材に下さいというようなことが基本的な考え方でございます。現在も毎年の結果を見ながら、前年度の対比をしながらいろんなことに活用させていただいているところでございます。

○委員（高原邦子）

複式簿記でやっていくということはわかるんですが、これは導入支援なんですけど、ずっとこのタイトルでやっていかれるんですか。

□財政課長（上畑浩司）

議員ご指摘のとおり、導入という言葉がいつまでも続くのはたしかに適切ではない部分もございますので、ちょっと今後検討させていただきます。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第63号 令和3年度飛騨市情報施設特別会計予算

●委員長（前川文博）

次に議案第63号、令和3年度飛騨市情報施設特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

議案第63号、令和3年度飛騨市情報施設特別会計予算の説明をさせていただきます。予算総額は2億8,550万円と定めるものです。

5ページをお願いいたします。

歳入の使用料ですが、ケーブルテレビインターネットの使用料であります。

前年度に民間サービスのエリア拡張に伴う市のケーブルテレビ脱退を見込みましたが、脱退者が限定的であったため、前年度対比約210万円の増額計上としております。

6ページをお願いいたします。

上段の有線テレビ放送施設基金繰入金は、ケーブルテレビ再整備事業を行う中部テレコミュニケーション株式会社の事業費の一部を負担するため、基金から繰り入れるものです。

7ページをお願いいたします。歳出を説明させていただきます。

役務費の通信運搬費はインターネットの通信費用です。

委託料の電算機器及びソフト保守管理委託料は、ケーブルテレビセンター保守に係る



もので、幹支線定期点検委託料は、障害発生時の緊急対応や定期的な目視確認、通信速度の測定などの委託料です。

資料作成委託料は、令和4年度末の完全民営化に向けて総務省への許可関係書類の整理や伝送路図の整理修正等を委託するものです。

8ページお願いいたします。

工事請負費は、道路工事等に係る移設要請対応分の計上です。

負担金、補助及び交付金のケーブルテレビ民間移行負担金は、中部テレコミュニケーション株式会社への負担金です。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

今ほどの光ケーブルなんですが、来年度から再整備に向けて調査はじまって、令和4年度に工事、令和5年度4月1日から運用ということなんですが、神岡の堀之内、寺林、梨ヶ根が今回初めてということで、なかなか一般市民の方にアナウンスはしているんですけど、まるっきり詳細というのは理解されていないんですけど、それ含めて飛騨市全となると結構な件数になると思うんですが、そういった説明とか、そういったスケジュールというのはあるんですか。

□管財課長（砂田健太郎）

住民説明会につきましては、当初開催をしたいなというふうに考えていたんですが、現在コロナ禍の状況の中で、たくさんの方に集まっていただくということについてちょっと難しいなというふうに現在考えております。ですので、基本的には直接契約者の方にダイレクトメールでご説明を十分に申し上げ、それについてさらにわからない点については、それぞれ各戸に対応していくということを基本にしたいと思います。今回、新たにサービス地域になります今議員がおっしゃった地域の方につきましては、全く新規でございますので、ちょっと個別に集まっていただくということも必要かなというふうには考えますので、その点についてはまた別に配慮したいというふうに考えております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

そうすると、令和4年が工事がはじまるんですが、令和3年4月1日から設計というがそういったふうになると思うんですが、例えば今言われたように、今回初めて導入するところの説明は令和3年度なのか、令和4年度ははじめころなのか、そのへんは何かスケジュール的にはありますか。

□管財課長（砂田健太郎）

スケジュールの話をちょっともう一度説明させていただきますと、令和3年度中に中継施設などの工事と、あと幹線の更新を一部行います。令和4年度に幹線の工事を全体

に行いまして、その整備を行ったところから順次、各戸の引き込みの接続工事をされます。現在、市のケーブルテレビの契約を既にさせていただいてみえる方につきましては、実際にその移行していただくタイミングとしては令和4年度になりますけれども、令和3年度中に現在の契約がこのような契約に移行していただく必要がありますということでご説明をさせていただきます。新しい区域につきましても、実際にその工事が入ったりしますには、令和4年度になると思いますので、令和3年度の後半くらいまでにできれば十分間に合うのではないかなというふうに考えております。

●委員長（前川文博）

ほか、ありますか。

○委員（水上雅廣）

今回CATVが民間に移るということになるわけなんですけれども、この会計についてはどういうふうになっていくのかだけ教えていただけますか。

□管財課長（砂田健太郎）

会計につきましては、令和4年度分までは徴収業務がありますので、当然令和4年度までございますし、またそこまでに滞納分などが多少残りますので、会計自体については令和5年度にもちょっと残す必要があると思っております。それ以降につきましては、ちょっと整理をするということが必要になってくるかなというふうに考えておりますので、また検討したいと思っております。

○委員（水上雅廣）

職員の関係については、市長ですか。どんなような感覚になるんですか。情報全体のメンテナンス関係も含めて今まだ仕事というのは残ってくるでしょうけど、残されるのか、本格的にやってしまうのか。

△市長（都竹淳也）

このケーブルテレビの業務が終わるまでは、先ほどの個別の費用の負担金の徴収なんかもありますから、独立した組織で置いておいたほうがいいのかという思いがありますけれども、そのへんの見通しが立ってきましたら、あとは庁内の情報システム関係の担当ということに特化されてきますし、そうなれば管財課のなかの1つの今も管財課の中なんですけど、管財課の中の一係という格好に室というかですね、になっていくんだろかなというふうに思いますし。そのあたりタイミング見ながら室という名前でもいいのか係にするのかというのはタイミング見ながら考えていきたいなと思っております。

●委員長（前川文博）

ほか、ありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。再開を午前11時40分といたします。

（ 休憩 午前11時32分      再開 午前11時40分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第53号 令和3年度飛騨市一般会計予算

【企画部所管】

●委員長（前川文博）

議案第53号、令和3年度飛騨市一般会計予算のうち企画部の所管についてを議題といたします。説明を求めます。

□企画部長（岡部浩司）

それでは、企画部の主要な予算について説明させていただきます。

それでは、事業別説明資料、企画部というものをごらんください。

まず3ページをごらんください。

3ページ新規事業の自治体アプリの導入の検討でございます。

飛騨市では、広報ひだに加えてホームページ、SNS、同報無線放送などさまざまなツールを活用して、迅速かつわかりやすい情報発信に努めております。また、コロナ禍においても、市民の情報伝達の重要性が高まっておりますので、世代にあわせた情報伝達ツールの活用の重要性を再認識しております。それで、さらにスマートフォンの保有率が上がっておりまして、アプリを使った行政情報の発信の環境も整いつつあるというような状況でございます。こうした自治体のアプリの導入や開発による広報力の強化を行っていきたいということでございますけれども、行政の情報はごみカレンダー等の生活情報、災害時の情報、そのほかさまざまな情報がありますので、どの情報がアプリの提供に適しているのかとか、どういう内容にすると効果的かなど、いろんな課題がございますので来年度は全国的に進められている事例の調査等をより行いまして、課題をまずは抽出いたしまして飛騨市にあったアプリとして令和4年度の導入を目指してまいりたいというふうに考えております。

事業費は20万円でございますけど、財源は一般財源でございます。主な使途は旅費でございます。

4ページをごらんください。

台湾新港郷との友好交流の推進でございます。台湾新港郷の交流は、平成6年から20年以上の民間交流を経て、平成29年に友好都市提携を結び、相互の交流を行っているところでございます。令和2年度につきましては、コロナ禍ということもございまして、直接の行き来ができておらず、オンラインでの交流となりましたが、友好都市提携3周年を記念して幅広い交流ができる仕組みとして、飛騨市新港郷友好クラブを設立したところでございます。

令和3年度につきましては、こうした交流をさらに発展させるため、友好クラブ会員向けの積み立てツアーや写真展、物産展、獅子舞等の伝統芸能の披露など文化交流事業を新規で行ってまいります。また、青少年交流事業につきましても、高校生のホームステイの支援や友好クラブ会員向けの支援などの強化を図ってまいります。

さらには、経済交流事業としまして、トマト農家同士の交流を開始することとしております。事業費は全体で500万円で、財源はふるさと創生基金でございます。主な使途は旅費、補助金でございます。

続きまして5ページをごらんください。

新規のみんなのテレワークスペースの整備についてでございます。

コロナ禍により、リモートワーク需要が高まっているところでございますけれども、本市の移住定住、本年2月時点で83世帯、153人と大きく伸びております。昨年度は年間で65世帯、111人でございますので、かなりハイペースで伸びているということでございますけれども、こういった移住の需要に対応するというところで、こうした移住を検討するために飛騨市に來訪される方とかですね、観光客、一時帰郷された学生などが気軽にインターネット環境を利用した仕事や勉強、会議などができる環境整備を行うということで、昨年11月にオープンいたしましたまちづくり拠点「node（ノード）」ですけれども、こちらの2階を活用いたしまして、誰もがさまざまなかたちでワーキングや会議ができるスペースとして整備を行いたいというふうに考えております。

事業費は200万円でございまして、財源は一般財源でございます。主な使途は照明やエアコンなど電気工事や床の断熱などの内装工事でございます。

続きまして6ページをごらんください。

こちらは拡充になりますけれども、移住検討者及び移住者への支援についてでございます。移住者が移住先を検討する際に、実際に候補地を訪れて移住体験などを通じて、住居やその土地に気に入って移住を決めることが多いということでございますので、移住者が飛騨市で生活に慣れることができるようにサポートしていくということで、安心感を得ていただくというようなことで移住の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。具体的には、移住奨励金として移住世帯には15万円、単身移住者の場合は10万円を地域通貨さるぼぼコイン、または商品券で交付いたします。

さらに、移住検討者が下見に來訪される際の交通費補助に加えて、宿泊を伴って市内に滞在する方に対して、新たに宿泊費の2分の1、上限3万円でございますけれども、

支援するというようなメニューを追加するとともに、移住者への生活支援も行っていきたいというふうに考えております。

事業費は総額で2,130万円でございます。財源は県補助金とふるさと創生基金でございます。主な使途につきましては、補助金、報償費等でございます。

次に7ページをごらんください。

拡充事業ですけれども、移住者の受入体制の整備についてでございます。

移住者の受入体制のため、空き家を賃貸住宅として利活用するための改修に加えまして、今回、賃貸契約が成立し、移住者が入居する前に移住者の希望に応じた住宅改修を実施する場合も補助対象に追加するということで、移住者の事情に応じた住環境の整備を強化してまいります。事業費は875万9,000円でございます。

財源は、県補助金とふるさと創生基金でございます。主な使途は、補助金と広告費などの役務費でございます。

次に、8ページをごらんください。

拡充でございますけれども、飛騨市ファンクラブの交流を通じた地域振興でございます。飛騨市のファンクラブ会員数は2月末現在、5,971人でございます。飛騨市ファンクラブから飛騨市関係案内所、通称「ヒダスケ」と呼んでいますけれども、こちらの行動人口のほうにつながっております。今年度は、コロナ禍にありながらも、ヒダスケで50以上のプログラムを行っておりますけれども、400人以上が参加していたような状況でございます。

また、こうした関係人口が飛騨市のふるさと納税にもつながっております。このように、飛騨市ファンクラブの交流をさらに強化していくため、来年度は新規事業といたしまして、通信販売に係る送料の一部支援により、お得に市内特産品を購入できる期間限定のファンクラブ感謝祭や会員限定でカタログ通販による市の特産品購入支援を実施してファンクラブの交流を通じた地域振興を図ってまいります。

事業費としましては、480万円で、財源は、ふるさと創生基金でございます。主な使途は、通信運搬費、委託料でございます。

次に9ページをごらんください。

こちらも拡充ですけれども、飛騨市ファンクラブの交流推進でございます。

ファンクラブ会員とのコミュニケーションの強化、市内外のファンクラブづくりのために会員特典の充実を行うとともに、新規会員の獲得を図ってまいります。コロナ禍の暮らしの中でカードレス、キャッシュレス化が進む社会に対応するため、さるぼぼコインアプリを利用したファンクラブ会員証を導入するとともに、ファンクラブ会員の特典として期間限定で会員が市内宿泊施設に宿泊する際に、会員1人、1泊当たり2,000円のさるぼぼコインを付与する特典を創設いたします。

事業費としましては、623万5,000円で、財源は国庫補助金とふるさと創生基金でございます。主な使途は、印刷製本費などの需要費とさるぼぼコインの改修にかか

る負担金などがございます。

次に、10ページをごらんください。

新規でございますけれども、飛騨市を舞台にしたソーシャルビジネス創出への支援についてでございます。

飛騨市の地域課題を解決するため、市内外を問わず、市民や団体企業などさまざまな主体が協力しながら、ビジネスの手法により取り組む事業に対して、ふるさと納税の枠組みを活用して支援を行う制度を創設いたします。来年度は4月から5月で事業募集を行いまして、7月以降にプロポーザルにより審査して助成対象者を認定してまいります。その後、寄附金の募集を行いますが、認定事業者みずからが個々の活動とふるさと納税のPRを行うことで寄附金募集の努力をしていただくことといたします。

寄附金募集を締め切った1月以降に、交付の手続きに入りますけれども、来年度はプロポーザルによる審査にかかる費用のみで、事業費は2万円の予定をしております。財源は、一般財源でございます。

次に、11ページをごらんください。

拡充でございますけれども、薬草ビレッジ構想プロジェクトの推進についてでございます。薬草ビレッジ構想につきましては、令和元年度に開設いたしました「ひだ森のめぐみ」を拠点として、薬草商品の販売や市民への薬草の普及啓発等を実施しております。

来年度はさらに、市民に浸透させるために普及啓発に加えて薬草を活用した体験ツアーや体験プログラムの実施、新商品開発に向けた調査研究など全国に自慢できる魅力ある薬草のまちづくりを行ってまいります。

具体的な事業といたしましては、岐阜県中山間農業研究所や市内企業との協働により、新商品の開発に向けた栽培技術の研究やビジネス確立のための成分分析等行ってまいります。また、メナモミ栽培キットの配布や薬草ツアー、薬草料理教室などさまざまな普及啓発事業と誘客を行ってまいります。

事業費は590万円でございます。財源はふるさと創生基金でございます。主な用途は委託料や消耗品等で需要費でございます。

次に、12ページをごらんください。

これも拡充でございますけれども、薬草拠点施設「ひだ森のめぐみ」の運営についてでございます。ひだ森のめぐみは、オープンから1年半経過しておりますけれども、薬草の取り組みが幅広く認知され、マスコミ等の取材も増え、拠点としての役割を果たしているところでございます。来年度は店内のレイアウトや装飾などのブラッシュアップを行うとともに、薬草商品や体験メニューの充実を図り、さらなる来場者の増加を図ってまいります。事業費は、662万3,000円で、財源は、ふるさと創生基金でございます。主な用途は、委託料や賃借料でございます。

次に、13ページをごらんください。

拡充の地域おこし協力隊定住・起業支援についてでございます。

現在、飛騨市では、6名の地域おこし協力隊がそれぞれのプロジェクトで活躍しております。こうした地域おこし協力隊の方が市内で起業して、任期終了後も市内で活躍していただけるような十分な支援を行ってまいります。

具体的には、新規に事業継続支援補助金を新設しまして、起業後のスタートアップのための支援を行ってまいります。補助率は、2分の1以内で、上限100万円でございます。起業から協力隊退任後3年以内、1回限りとなっております。

また、企業支援補助金につきましても、地元に着して速やかな起業を後押しするため、協力隊1年目から支援の対象とする拡充を行っております。

事業費は、581万円で、財源は県補助金とふるさと創生基金でございます。主な使途は補助金でございます。

次に、14ページをごらんください。

この拡充事業ですけれども、飛騨市のドローン活用プロジェクトの推進についてでございます。

飛騨市ではドローンを活用したまちづくりを展開しており、平成30年7月に飛騨市流葉ドローンパーク、令和元年10月には、まんが王国のドローンパークをオープンしております。また、富山ドローンスクールとの連携による取り組みや地域おこし協力隊による普及啓発も力を入れているところでございます。

来年度は、ドローン飛行体験会の対象の拡大やドローン制作体験会を新たに展開するなど、市民にドローンに親しんでいただく機会を増やしてまいります。

また、空撮によるPR動画の制作や農業分野でのドローン活用などさまざまな活用を図ってまいります。

事業費は、184万円で、財源は、ふるさと創生基金でございます。主な使途は、委託料、補助金でございます。

続きまして、15ページをごらんください。

拡充事業ですけれども、地域と大学の交流の連携の支援でございます。

包括連携協定を結んでおります大正大学や岐阜大学との交流・連携を強化するため、生きがい連携事業支援補助金を拡充して、連携協定大学の学生による自主ゼミ活動については、2日以上、年2回に条件緩和するとともに、参加学生1人、1泊当たり3,000円の補助を創設いたします。

事業費は109万円で、財源は、ふるさと創生基金でございます。主な使途は、補助金でございます。

最後に16ページになりますけれども、市の少子化対策と結婚による人口増加を目的といたしまして、新たに結婚新生活応援事業を創設いたします。

具体的には、国の少子化対策重点推進交付金を活用いたしまして、結婚新生活支援事業補助金を創設し、対象世帯に住宅費用や引越し費用の一部を補助いたします。

補助率は10分の10で、上限は1世帯当たり30万円としております。

また、市独自に飛騨市に居住する新婚世帯に結婚祝い金として3万円を交付いたします。また、夫婦どちらか一方が市外からの嫁入り婿入りの場合は、さらに2万円を加算いたします。

事業費は800万円で、財源は、県補助金と一般財源でございます。主な使途は、補助金でございます。

以上が企画部の主な予算の内容となります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりました。

◆休憩

●委員長（前川文博）

ここで、暫時休憩とします。再開を午後1時00分といたします。

（ 休憩 午前11時57分      再開 午後1時00分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは質疑を行います。

○委員（井端浩二）

事業別説明書の3ページの自治体アプリについて質問させていただきます。令和4年度から導入ということで大変楽しみしているんですが、その中でも情報カメラという部分があるんですが、私も一般質問でも郡上のものを例にとつて言わせていただいたんですが、情報カメラでひるがのとかそういう道路の状況がわかるようになるんですが、やっぱり岐阜とか名古屋方面に行くときに雪の状況を確認する意味では大変情報カメラは有意義だなということを思います。ですから、ぜひ飛騨市でも神原峠とか事故が多いので神原峠、あるいは数河、そして41号線の富山方面ですか、あるいは杉原のほうについても情報カメラを設置していただけて確認できるような状況にぜひしていただきたいと思うんですが、そのへんについてはどうでしょうか。

□企画部長（岡部浩司）

ちょっと自治体アプリの関係でそこまで中身はちょっとつめていないという状況ですけども、議員をおっしゃるようにそういったカメラで、オンラインで見れるというのは非常に便利ですし、とくに雪の関係とか私もちょっといろいろ見たりとかして非常にいいなと思っておりますので、当然、検討の中に入れて来年度しっかり検討してまいりたいというふうに思います。



○委員（徳島純次）

自治体アプリの件で、今言われたのは地図とか交通手段の確認機能というものだと思うんですが、そのほかに緊急時の情報提供機能、それからプッシュ通知機能、これはここでみてありますけど、そのほかに公共施設の利用予約機能というのもあるんですね。これはあとででてくると思うんですが、例えば市民福祉部のほうではがんの予約をするだとか、それから公共施設の予約をするだとかというようなシステムを今回検討されていますのは、そういうものも自治体アプリの中に埋め込むことができるんですが、そういうふうに全体を網羅した考え方は今後検討されるんですか。

□企画部長（岡部浩司）

先ほどのカメラの話もそうですし、そういった福祉とか医療とかいろんなコンテンツはいろいろあるものですから、その中で本当に市民が何の情報が一番多くほしいかというのをちゃんとしっかりリサーチしまして、その中でこれ何でもかんでも詰め込むという、アプリですので、もともとのそのシステムを開発するということでは、例えばカメラ自体を設置するとかということのことはまだ今のところ想定しておりませんので、情報を集めてきてという話になるというふうに思っておりますので、その中で市民の中で情報価値として高いものをその中で拾って、アプリの中に優先順位の高いものから情報提供していきたいかなというふうに思っておりますけれども。

○委員（上ヶ吹豊孝）

事業別説明書の6ページの移住者の支援の件ですけれども、こういった支援をされるということで県外から呼び込むというのは大変いいことだと思うんですが、例えば空き家があるというのを例えば県外の方が見るには不動産会社とかSNS飛騨市を見ればわかると思うんですが、逆に言うと、空き家と農地があってその方はもう飛騨市に在住してないので、こういった事業をやっているのはわかりませんよね。そういった飛騨市に空き家なり土地を持っていて、こういったことをやっているというのがわからないと思うんです。そういった方の告知というのは何かやり方があるんですかね。

□地域振興課長（田中義也）

今のは、飛騨市内に空き家とか土地を持ってみえる方がこうやって空き家を提供したいという知る方法とことでよろしいでしょうか。この件につきましては、毎年飛騨市内に固定資産とか持ってみえる方には当然、固定資産税が課税されるんですけれども、その固定資産税の課税通知の際にこういった空き家を提供してくださいというような案内文章を同封して通知をしています。

○委員（野村勝憲）

新港郷の交流についてですけれども、人件費が208万円、計上されているわけですが、これは主に高校生のホームステイと友好クラブ会員のツアー、この2つがほとんどですか。この旅費は。

□総合政策課政策企画係長（土田治昭）

この旅費については、今の学生等の渡航についてはこの補助金でみておまして、旅費については私ども職員が①の4つ目の・の鉄道公園の20周年記念祭に出張する際ですとかそういったところに係る旅費になります。主に私ども職員の旅費です。

○委員（野村勝憲）

職員は要するに宿泊も含めて何名くらい行かれるんですか。

□総合政策課政策企画係長（土田治昭）

それぞれちょっと事業によりまして人数が違うんですけども、例えばですが、今の鉄道公園20周年記念については私ども職員は2名、あとはそれ以外に一般の方々10名ということで予算を想定しております。

○委員（野村勝憲）

皆さんも読めないと思うんですね、コロナ禍がいつ終息するのか。あるいは、第4波が来るのか、誰も読めない。そういう中で具体的にはアクション運行まで実際にいくわけですけども、あるいは向こうから来られるというこういう交流の時期というのは大体いつをめどにされているんですか。

□総合政策課政策企画係長（土田治昭）

基本的には秋以降を考えておりますが、当然、今ほど議員をおっしゃられたように、渡航の状況にもよりますので、そういったことも随時確認しながら台湾と検討していきたいと思います。

○委員（葛谷寛徳）

この概要書の6ページ、7ページの関連、移住者ですね。令和2年度の実績見るとかなり増えてきておるわけですが、とくにこれまでのいろいろな対策、政策が一本一本きての成果だと思いますけれども、とくにあげるとすれば、どのようなことが一番大きかったのか、ちょっと教えていただきたいです。

□企画部長（岡部浩司）

やっぱりコロナの影響というかたちで、そういった都会からこちらのほうにという方が結構やっぱりいらっしやいまして、ちょっと具体的な数字はとってないんですけど、お聞きするとコロナの関係で結構引越されたという方が多いですし、やっぱりそれも含めて移住定住選ぶときに先ほどちょっと申し上げましたけれども、やっぱり一度見に来てここがいいかと気に入って入られるということが多いんですけど、そういったきっかけがあって来られるという方もかなりいらっしやいますので、来年度もそういったあたり強調してPRしていきたいというふうに思っておりますけれども。

○委員（井端浩二）

今の新たに飛騨市へ来る方に宿泊費を2分の1、上限3万円ということですが、当然この飛騨市の様子を見に来るわけですけども、そういうときに空き家等を利用して2日、3日か3日、4日住んでいただくような体制をとったらどうかなということのひとつ思

うんですが、そのへんについてはどうお考えかお聞きさせていただきたいなと思います。

□地域振興課長（田中義也）

現在、空き家につきましては、全部の所有者管理のものしかなくて、飛騨市のほうではそういった空き家の紹介をしているものしかちょっと物件としては持っておりませんので、そういったもので本当は長期滞在とかできればよろしいかと思うんですけれども、今そういった適当なというか使えそうな空き家を市のほうで管理しているものがありまないので、こういった宿泊費補助でちょっと代替というか支援をしたいというふうに考えております。

○委員（井端浩二）

そうであれば、もし業者の空き家の方とご相談をしながら3日、4日から1週間試しに住んでみるというなかたちをとれるようにしたらという計画というか考える予定はないかなと思って確認させていただきます。

□地域振興課長（田中義也）

以前は太江のところに移住体験交流施設ということで、一時期そういった使い方でやっていたこともあったんですけれども、なかなかそこに管理人をおくこともできず、職員が使うたびに予約を受けたり、清掃したりそういったこともあったりということでもっと一時期を決めて終了したという経緯があるんですけれども、やはりそういった方法が一番移住者の方が安心して来ていただける方法かと思いますので、ちょっと当時、私ちょっと担当していなかったものですから、当時のそういった懸念材料とか問題点なども洗い出しながら、そういったこともできないかということを含めて今後検討していきたいかと思います。

△市長（都竹淳也）

今のお話、今までも何度か実は一般質問の中でもご議論があって、移住お試し住宅のようなものという話があるんですけども、ここ近年、空き家を改修したゲストハウスが急激に増えて、そういうところでは中で自炊も当然あって、部屋の中の間取りというかそういうものも結構もとの家を生かしたもので、住宅に近いものが増えているものから、太江の先ほどの課長から答弁したお話の住宅があまり利用されてなかったということで、それでどちらかというとあんまり市としては考えてないというかたちで進んでいるんですが、むしろその過程の中で今のゲストハウスが使えるようになってきているので、宿泊補助の中でそうしたところを使っていただくことがお試し住宅的な利用になるのかなということを思っていますので、そういったところをやりながら様子見て、また必要が出てくれば検討していくということでございます。

○委員（澤史朗）

予算書の52ページ、企画費の中の01報酬の中の参与というのがありますけれども、令和2年度に新しく出てきたのかなと思うんですけれども、令和2年度はコロナの影響でどの程度の方が参与として役割を果たされたのか、ちょっとそのあたり令和2年度

の様子を教えてくださいませんか。

□総合政策課長（三井大輔）

この参与の方でございますけれども、河野さんといいましてシティプロモーションディレクターということで、国の地方創生人材制度を活用いたしまして、博報堂のほうから月1回程度市役所に来ていただくということでの契約させていただいたわけでございますけれども、昨年度、非常にコロナ禍の影響でございまして、実際、来られたのが3回程度でございました。その間、さまざまな市全体のブランド戦略でございまして、広葉樹、薬草、飛騨米、ロケツーリズムなどいろいろ関わっていただきまして、さまざまなアイデア等いただきまして、中には令和3年度の政策にもつながったものもございます。また、とくに大学のほうの広報戦略などにも関わっていただきまして、いろんなアドバイスをしていただいているというところで取り組んでいただいております。

○委員（澤史朗）

来庁されたのが、令和2年度、3回ということで、今Web上でいろいろやりとりができるということで十分できているのかと思うんですけれども、これは令和2年度は予算書にはこの参与というかたちではあげてなかったかと思うんですけれども、実際に令和2年度どの程度の決算になるのかということは、まだ少しありますのでわかりませんけれども、令和3年度この金額でどの程度といいますか、来庁していただくコロナの影響はおいといて、予定を教えてくださいませんか。

△市長（都竹淳也）

これ地方創生の人材派遣の制度を使って特別交付税で措置されるんですが、ご本人の今ちょうどまさしく連絡が来て相談をしているところなんですが、ご家庭の事情とか、あと会社の定年の時期とか、いろんなことがあるものですから継続するかどうかを今話している状況です。なので、予算がマッチングシステムなものですから、内閣府のほうからリストが示されてマッチングしていく仕組みなんですけれども、そこで成立しないと特別交付税の対象にもならないという事情もありますので、ひょっとするとこの部分は不執行になる可能性も場合によってあるということで、今まさしくその相談をさせていただいているということでございます。

○委員（住田清美）

事業別概要書の16ページ、新婚新生活応援事業の創設というところがありまして、まさしくここに書いてある結婚へのハードルを少しずつでも下げていただいて、そういう環境整備をしていただけるのかなと思うんですが、創設というのはこれから半恒久的に続いていくものなのかということをお尋ねしたいと思います。とくに1番の結婚新生活支援事業は国の交付金を使っておりますので、とりあえず単年度のところは出ていますけど、これ今後もこの国の交付金制度があって、この2つの①②の事業については来年度も継続していくんでしょうか。

□企画部長（岡部浩司）

一番のこの結婚新生活支援補助金のほうは、国の交付金制度ですので国の交付金制度が続けば当然続けていくというかたちになりますし、来年度はその実績も見て検討していくことになるかなというふうに思っていますし、2番の結婚祝い金の制度のほうはまさに市単独事業ですので、しっかり成果を見て成果がでていれば当然、来年度以降も続けていくという方向で検討したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員（住田清美）

そうしますと、私ひとつネックに思ったのは、①のほうの結婚新生活補助金の中の対象のところが夫婦の年齢がともに39歳以下とあるんです。これもたぶん少子化対策が国の交付金の要求になっているもので国の制度で書いてあるのかなと思うんですが、そうなんですか。

□企画部長（岡部浩司）

そのとおりです。国の交付金の制度でございますので、国の制度にのっかるというかたちでひとまずやりたいというふうに思っておりますので、まずはこの39歳以下というのはちょっと一度おいてみたいというかたちに思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員（住田清美）

今、晩婚化が結構世間では顕著に言われておりますので、結婚年齢も上がってきているのかなと思っています。それで、これは国の交付金を利用するのですが、来年もし交付金がこずにこの制度が好調で、市単でも運用していくんだなというときがあれば年齢要件もちょっと考えてもらえる余裕はありますでしょうか。

□企画部長（岡部浩司）

国の制度ですので、単年度だけというふうにはならないと思っておりますけど、仮に本当に市の単独という話になった場合は、当然そういったところも含めて検討したいというふうに思っておりますし、ちょっとその実績もちゃんとしっかり見て、やっぱりその上の39歳以上の方でも、というのがあれば、そういった声を国とかに要望していきたいなというふうに思っております。

△市長（都竹淳也）

結婚の支援は市単でやる場合に何を指すのかというのは今、実績という話が部長からもありましたが、何を実績というのかをちょっとここをよく考えないといけないと思っていまして、支給をしたから結婚の数が増えるということではないというふうには私は思っているものですから、むしろその若年層の新婚時というのは結構お金がかかる部分の経済的な支援、結果それが間接的に結婚の増加につながればという政策だというふうに思うんですが、直接的にはやっぱり経済支援になると思いますから、それがいろんな面で見たときにどこにヒットしているのか、その足らないこの部分に当たっているの

かというところをよく見ながら、市が単独でやるとすればその部分で制度設計をしていくんだろうというふうに思いますので、恐らく1年ということはないと思いますし、総理の割と目玉企画で出てきているので、少しこれをやってみる中でそうしたことを考えていきたいというふうに思います。

○委員（澤史朗）

今の関連ですけれども、こういった新しい制度非常にありがたいことだと思うんですけれども、2番のほうの結婚祝金のほうなんですけれども、これ条件がありますけれども、飛騨市内に居住する新婚世帯ということで、婚姻届が受理されるということで一番最後の行に市内からの嫁入り婿入りの場合は加算があるということなんですけれども、ここで婚姻届を出すと住民票がはここにあると、戸籍は市外にあるというようなケース往々にしてあると思うんですね。仕事の関係で今ここにいるけれどもというようなふうで市外からその婿入りだとか嫁入りの条件というのは姓名で判断をするのか、マスオさん状態というのもあったりするんですが、このへんの基準というのは、はっきりしているのでしょうか。これからでしょうか。

□企画部長（岡部浩司）

これですね、事実婚ということもありますので、それも含めて対象にするようなかたちで検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員（澤史朗）

今の回答ちょっとあれだったんですけど、いわゆる事実婚は含めるとして婚姻届というのがあって住所を飛騨市内に置くと。これが最低条件ですよ。加算をもらうための嫁入りというのはわかりやすいんですけど、婿入りの場合、姓名を姓を変えないで旦那の姓にしていって、実質は婿さんみたいなのがあるんですよ、多く。そういった場合に、どこで判断されるのかと。事実をそのお宅まで行ってどうなんですかと聞くわけにいかないし、そのへんはどうされるんでしょうかということです。

□地域振興課長（田中義也）

今の嫁入り婿入りの件につきましては、あくまでも市外から飛騨市に嫁いでくるというか来る方を対象と考えておりますので、前住所地で判断しまして加算のほうを検討したいと考えています。前の居住地ベースで飛騨市に新たに嫁入りとか、結婚を機に飛騨市に住所をおく方を加算の対象としたいと考えています。

○委員（澤史朗）

たしかに市外から入ってきた。それは前住所がわかるから、これは住民票を届けるときにわかるんですけれども。いわゆるその婿さんとかという場合に、姓を変えない場合がありますよねということなんですけれども、その場合に判断できないですよ、名前だけで。その婚姻届を出したときに、あなたは婿さんかなということとはわからないわけですから。

□地域振興課長（田中義也）

単純に市民同士の結婚で婿入りした場合には、通常の結婚祝い金3万円のみの対象と考えております。

□企画部長（岡部浩司）

婿入り嫁入りの証明がない場合にどうするかというご質問だと思うんですけど、ちょっとの詳細設計まだ決めているわけじゃないんですけど、何らか例えば誓約書を書いていただくとかそういうかたちで事実を確認してやっていきたいというふうに思っておりますけど、ちょっとまだ具体的な設計をしてないという状況ですのでそういうかたちでございます。

○委員（籠山恵美子）

今、誓約書なんて話が出てちょっとまずいんじゃないかなと思いますけど、あくまでも個人情報ですので個人の事情ですから、婚姻届が出たということがちゃんと提示できれば苗字がどうあろうと、きちんと飛騨市に転入していると、住居。そういうことが最低限の証明になればそれで祝い金というかたちでもしないと、個人の個人事情を詮索するようなやり方になったらまずいと私は思いますよ。

□企画部長（岡部浩司）

おっしゃるとおりでございますので、誓約書というのはちょっとあれですので、何らかの確認をするというかたちで、設計がしっかりまだしておりませんので、これから検討するにあたってそういった個人情報とかそういうところも配慮していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員（高原邦子）

関連で、今のちょっと話聞きましたら事実婚も認めるとかいう発言ありませんでしたかね。そうすると、婚姻届でてないわけでなかなか難しいんですよね。普通の同性とかそういうのと。やっぱりそのへんちゃんとしつかりとしたメルクマール立てていかなければいけないと思うんですが、そのことはこちらにおいて。以前、市長は子どもの出産祝いとかいろんな学校へあがったりするものに対して、現金支給というのはいかがなものかと。それでいろんなものを、例えば服とかかかったらそういったものに補助していこうよというような手段のことに言及されたことあるのですが、今回の場合は国のことだからこれやっていくのか。先ほど経済的に若い夫婦はというようなことを言われたんですが、もっとちがうかたちのやり方というのはないものなんでしょうか。そのへんはいかがですか。

△市長（都竹淳也）

入園入学祝金の見直しをしたときは、保育園、小学校、中学校あがるたびに10万円という話で、その経済的に費用がかかるということに一般的になっていたんですが、保育園のところなんかもう使えなくて親が食事に行ってしまったみたいな話が续出して、それでこれはちょっといかがなものかということで見直しをしていたという経緯です。

現金支給そのものを否定するということではないんですが、その経済的な困り具合というものをやっぱり見極める必要があるのではないかというのが基本でありまして、それで結婚した新婚のときというのは、やっぱりお金が非常にかかる、新生活の開始というのはお金がかかる。収入が決して多い状態じゃない若夫婦の若い世代の夫婦というのが結構一般的でありますので、そこについてこうした3万円程度とかいうかたちで支給していくのは祝い金としての金額としては適当じゃないかなと私は思っています。なので、そうした現金支給がお役に立てるのであれば、これは市単としても考えていくべきだろうと思うし、そのあたりの世代とターゲットになるところの状況によって判断していくということが基本かと思っております。

○委員（水上雅廣）

結婚祝金には年齢制限はないんですね。

□企画部長（岡部浩司）

おっしゃるとおりございません。

○委員（水上雅廣）

概ね賛成の意見多いんですけど、心配なのは先ほど成果をみて少し判断をもちたいと部長おっしゃったじゃないですか。市長がそれにそういうような答弁さっきあったような気はしますが、この成果を見ての成果はいったいどのへん、何を成果と思って検証されるのか、もう1回聞いていいですか。

△市長（都竹淳也）

先ほどちょっと申し上げたんですが、この支援をしたから結婚件数が増えたみたいな話ではないというふうに思っています。この資料にも書いてあるんですが、やはりその結婚に踏み切れない要因というのは、これは全国的な調査でも地元のいろんな声でもやっぱりお金が足りないという話があるので、喜んでもらえるかどうかだと思うんですね。こうしたことで助かったと言ってもらえればそれが成果だろうというふうに思いますし。とくに人のライフサイクルの、死ぬとか生きるとか生まれるとか結婚するとかということに関しては、その事実を成果とすべきではないというふうに私は思っていますので、むしろ喜んでいただけたかどうかというところを丁寧にヒアリングしながらいくということかなと思っています。

○委員（籠山恵美子）

地域おこし協力隊のことなんですけど、私も4年間全然よくわからないので本当に初歩的なところから聞きますけれども、ここに予算の検討内容の中にこれまでの経過やいろいろな問題点やら企業支援補助金と事業継続支援補助金との違いはみたいなこと、丁寧に説明がありますけれども、要するに今の結婚の話でも何でもそうですけど、人を呼び込むときに、あるいは人のマンパワーを活用して飛驒市民のために力になっていただきたいというそのために支援をするんだと思いますので、市民の税金でね。だからそういうことでいうと、地域おこし協力隊の方々のこれまでの実績、それからこれからとく



に新年度からまた飛騨市としてはこういう方々に何を期待してどの分野で期待をして、そして市民の飛騨市民のお役に立っていただきたいのかというところをもう少し教えていただきたいなと思います。決して悪いことだなんて思っていないですよ。やっぱりよそから来てくださる方々、そこに根づくまでには本当に生活のいろはからお金がかかる話ですから。ただ、そのかわり市民のためにお役にたつ、その方の能力を生かしながらお役にたっていて、堂々とこの補助金をいただいて、ここにできたら協力隊を卒業したあとも根づいていただければ何よりですからね。そういう意味では、こういう方々に手あげた方は何でも飛騨市でがんばってくださいじゃなくて、飛騨市としてはこういうところに力入れていただきたいとか、市民のこういうマンパワー足りないところにぜひそこで力になってくださいというようなそういうポイントも大事だと思うんですよね。そのあたりがこの制度的な説明はわかるんですけども、飛騨市の思いがちょっとわからないです。

△市長（都竹淳也）

地域おこし協力隊の制度、本当に試行錯誤繰り返しながらここまでやってきているんですが、いくつか見えてきているものがありまして、地域おこし協力隊、地方交付税の支援があるものですから飛騨市として人件費の負担をかなり持ち出さなくてもよそから元気のいい若者が来てくれるというスタートはそういうことなんですが、最初は何となくこの地域の支援とかというかたちではじめたんですが、うまくいなくて。例えば河合地域の地域支援とかというかたちでやったり、そのほうが何となくいいんじゃないかと一般的には思われがちでそういうふうにはじめてきたんですけど、目的が絞れないと本人も何していいかわからないし、地元のほうも何頼んでいいかわからないみたいなかたちの中で、何となく不完全燃焼で帰っていかれる、やめていかれるという人が多かったんですね。なので、途中で方向性を少し変えてきて、特定のプロジェクトで飛騨市内、市の職員がやるよりも若い元気な人たちにやってもらったほうがいい、しかも外からの目が入ったほうがいいというものを選定して、そこにあてるというふうにそのあと変わってきました。例えばまちづくりの活動支援であったり、薬草であったり、今ですとドローンなんかがありますし、あるいは広葉樹なんか今ちょうどやっている若者たち、そうなんですが、そういった絞り込むと成功していくんじゃないかと仮説ではじめて、やはりそこは当たっていて、かなり絞り込めば絞り込むほどいいというふうになってきているものですから、その絞り込んだ特定の分野で活躍してもらおうということなんですが、もう1つの課題は、先ほど議員もおっしゃったんですけど、どうやって定着していただくかというところが1つ大きなテーマなんですね。ここがどの自治体も苦労していて、県もいろんな補助金つくったりしてくれてその支援ということで入っているんですが、お金ということを補助とかいうかたちでもらい続けるということでは、やはり限界がくるんですね。どこかでお金が切れたら縁が切れるということになりますので。したがって飛騨市では身分をこれも自治体によって違うんですが、市の職員、会計年度

任用職員みたいな扱いをしているところもあれば全くそうじゃない扱いもしているところもあるんですけど、飛騨市では委託ということで全く民間人という扱いに今しているんです。なので、直接の地域おこし協力隊の人件費は委託費で出るんですが、そのかわりその地域おこし協力隊でいる間にできれば会社を立ち上げてくださいと。委託ですので、地域おこし協力隊員のまま自分で収入を得ることも可能なものですから、できれば市の支援がある間に事業を立ち上げて事業で食べていけるようにやっていってほしいと。それで市に関係ある事業であればその方がすばらしい方であれば市の職員がやっていた部分を委託ということで外に出して、その人がやってくだされれば市の職員の負担も減りますし、一人の人がつないでいくこともできるので、そういうかたちに少しずつ変わってきています。なので、これは経験を積んで結構その間にいろんな失敗もあったんです。やっぱり短期でやめていかれる人があったり、続くと思ったら続かなかったりとかいろんなことがあったんですが、今は試行錯誤の中でそうした道をとりはじめているということで、地域おこし協力隊はそういった目的の中で今のところは活躍してもらいたいなと思ってやっているということでございます。

○委員（野村勝憲）

５ページのみんなのテレワークスペースの整備ですけど、２００万円計上されるわけですけども、これは一応まちづくりのnode（ノード）の２階ということですが、管理運営は直接、企画部がやるんですか。それともnode（ノード）がやられるんですか。

□地域振興課長（田中義也）

直接使いたいという希望に対する予約みたいなことは、node（ノード）の管理人の方にお任せしたいと考えています。

○委員（野村勝憲）

そうしましたら、node（ノード）のことについてお聞きしますけども、ここに書いてあります去年、１１月１日にオープンしてもう既に４カ月半経過しているわけですね。そうした中で、これはまちづくりの拠点というふうにならっているわけですが、具体的に例えばまちづくりの成果なり、あるいはこれからまちづくりこういう方向へこの分野へというようなヒントになるような成果といいますか、実利といいますか、そういうのを生み出されているんでしょうかね。

□地域振興課長（田中義也）

昨年、１１月１日にオープンして以来ですけども、２月末時点の状況ですけども４カ月間でnode（ノード）を訪れた方というのは大体延べで９００人となっております。それはもちろんの観光客の方もいらっしゃるいろんな管理人となっている方とお話をされる方もいますし、飛騨市内とか近郊の高山市内とかでまちづくりの団体に携わっている方が相談とかいろんなお話をされてくる方もいらっしゃいます。あと、あそこでワークショップ等の体験もしておるんですけども、そういった体験参加者も１３０余名

いらっしやいまして、そこに常駐しておりますので、そういった方が直接まちづくりの団体の方の今後の相談ですとか、そういった相談相手にもなっていていただいておりますので、まだまだ1年経っていない状況ですけども、今後はそこを拠点としましてまちづくりがどんどん発展していくことを願っております。

○委員（野村勝憲）

今、職員、常勤の話でましたけれども、常勤の職員というのはたしか女性2人かな。前は、最初の11月、12月は1名だったんですけど、新しい年になってから2名になっていると思いますけども、そうしますと2階のフロアーも運営管理するとなると、この2名体制でやられるということなんでしょうか。

□地域振興課長（田中義也）

今と同じ2名体制で、2階の受付業務とかも行っていていただく予定です。

○委員（野村勝憲）

たしか昨年の5月ころから広告会社の博報堂から、要するにマーケティング含めてまちづくり含めてのアドバイザーを採用されていますよね。具体的に1年経つわけですけども、どのようなことを議論されたり、あるいはまちづくりに寄与されたんでしょうかね。

□総合政策課長（三井大輔）

とにかく最初はまず市のことをまずいろいろ知っていただくということで、いろんなところを学んでいただいたわけでございます。とにかく私も最初に会ったのは6月というところでなかなかのこちらに來れないというところで、いろいろ市の施策につきましてアドバイスをいただくというようなところが主な1年間の業務でございました。ただ、夏以降、三度ほど、1週間ほど一度滞在されますけども来ていただきまして、実際の担当者とも打ち合わせしていただきながら事業を進めてまいりましたけども、とくに市全体のブランドに関するアドバイスでございますとか、あとは飛騨米の広報戦略、薬草の展開でございますとか、あとシナリオハンティングと言いまして、ロケツーリズムに関するプロデューサー等飛騨市に来ていただきまして、みていただいたりとか、そういうところをしていただいております。また、大学の広報戦略に関しましても、大学側のほうから依頼がありましてアドバイスしていただいたりとか、そういったことが主な成果でございます。

○委員（野村勝憲）

広告会社ですから、とくにこの方はクリエイティブ出身の方だったと思いますね。となってくると、やはり飛騨市のブランド戦略という分野については、ある程度たけていらっしやったと思いますけども、ブランド戦略の分野に限っていうならば、具体的にはどのようなブランド戦略が生みだされているんでしょうかね。あるいはこれから期待できるんでしょうかね。

□総合政策課長（三井大輔）

全体的なブランドのちょっと整理をしていたところでございます、具体的な戦略というものにつきましてはまだまだというところでございますけど、先ほど市長も言われましたように、2年目以降期待しておったわけでございますけれども、実際その契約のほうがちっとどうなるかわからないというところでございますので、いまだ具体的な戦略というものはまだできないということになっております。

○委員（野村勝憲）

確認ですけど、そうすると来年度以降はこの人をもう1年派遣していただくとか、そういうことはまだ決まっていないわけですか。こちらの事情で決まっていなかったのか、博報堂さんの人事異動の関係で決まっていなかったのか、どちらなんですか。

△市長（都竹淳也）

先ほど澤委員にお答えしたんですが、ご本人の定年にちょうど差し掛かるということ、それからご家庭の事情があるのと博報堂の兼業規定との兼ね合いとか、退職するとまたちっとそこらが変わってきたりとか、いろんなことがあると伺ってしまして、今相談をしている最中でございます。

●委員長（前川文博）

ほか、ありますか。

○委員（水上雅廣）

薬草ビレッジ構想の話で1点だけ。概要書の11ページですけど。前からなかなか薬草の位置づけは難しいというか、効能とか効果とかいろんなところで難しいんだという話の中で、来年度予算の中で研究機関との協働による栽培技術の研究とか入っています。これはエビデンスの確立のためと書いてありますけど、どのくらいをめどにしてきっちりやられるような予定なんですか。

□企画部長（岡部浩司）

今まさにそのへんの中山間とつめているという状況ですけど、メナモミとクズとドクダミに関して分析をやっていったらどうかということなんですけど。その成分の中で何らかあるそういうPRできるようなものについて掘り下げて、それでその商品開発につながるようなものにしていきたいというようなことで、当然どこまでできるかというところはあれですけど、1年でどこまでいくかというのはありますけど、商品開発につながってこそというところをしっかりとつめて、まさにその内容をつめているという状況でございますので、ちっとまだ具体的なところでどこまでというのはちっと今のところお話しできないという状況でございますけど。

○委員（水上雅廣）

前からこの部分はどうもネックになってみたいな話は聞いていたんですけど、そこが何かのかたちでできてくれば商品も拡張できるというか、売り物が増えていくとかそんなようなことも聞いたこともあるんですね。だから、できるだけ研究ですから早くで

きるかどうかなんていうことは言いきれないと思いますが、そうしたことを積極的に進めていただく環境もしっかりつくってもらいたいと思うんです。プロジェクトチームであったり、ひだ森のめぐみ、そういったところの関連の方々いっぱいいらっしゃる中で施設のほうもしっかりと運営をされておるように伺っていますし、できるだけ産業活動みたいなのところにも普及が早くできるように、ずっと多分願いだったんじゃないかなと思いますから、このへんについて積極的にやっていただきたいと思うんですけれども覚悟のほどをお聞かせいただけますか。

□企画部長（岡部浩司）

まさにおっしゃるとおりでして、これ先に研究があるというよりはやっぱり商品開発につながってこそということがありますので、今は薬草プロデュースというチームで今市内の企業さんとか、あとNPOさんとか、ほかにも民間の方とかも一緒に入っていて、どういった研究をするか、どういった商品をつくるかというところからまず入って、そのうえでそれをPRするための研究が何かというところをつめてからやろうというふうに思っていますので、ちょっとそれで時間がかかっているんですけども、基本的に令和5年度くらいまでにはそういった新商品はかなりの数をつくっていきたいということで今やりはじめたということで、今年度からかかっているというような状況ですけれども、何らかの成果を出していくというかたちで今やっているというような状況でございます。

○委員（澤史朗）

概要書6ページなんですけれども、①移住奨励金、これは非常に新規として移住された方にはありがたい制度なんだろうなというふうに思いますけれども、この支給を地域電子通貨もしくは地元商店街の商品券で支給をするということで、これは多分この市内でというか、地域で消費をしていただきたいということだと思うんですが、先ほどの結婚祝い金は現金でと、現金支給ということでした。ただし、この商品券だと今、6カ月なんですよね、使えるのが。ちょっとうっかりするとあらって言って、以前はちょっと過ぎていても大丈夫ということがあったんですけども、今厳しくて6カ月を過ぎるともうだめですというふうに言われるんですけども、このへん、例えば市内で移転された方がこれがほしいといった場合に、その店舗が市内にあればいいんですけど、なかなか商品券を使おうと思っても対象の店舗がなかったりということが考えられるんですが、そのへんは多分市内での消費をお願いしたいということでこうなったんですが、ちょっとそのへんとさっきの結婚祝い金に戻って申しわけないんですけども、そのへんの現金支給との違いをちょっと説明いただけますでしょうか。

□地域振興課長（田中義也）

まず結婚祝い金につきましては、現金支給ということで、それにつきましては先ほど市長のほうからありましたように、あくまでというかお祝い金というかたちで3万円の金額をお祝い金というかたちでお渡ししたいということで、現金ということを選択して

おります。今回の移住奨励金につきましては、世帯移住の場合は15万円、単身移住のほうで10万円というちょっと高額というか、大きなお金になりまして、今議員さんがおっしゃるとおり地域移住してきた当初というのはやはりいろいろ買いそろえるものとかも必要ですけれども、なるべく飛騨市内の地域で購入いただきたいということで、さるばるコインか地元の商品券かは選択制にしておりますので、移住された方があらかじめこういったものを買いたいけれどもあそこのお店で買いたいというふうにあらかじめめどがつけば、それに見合ったような使いやすいものを選んでいただければというふうに考えております。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩とします。再開は、午後2時といたします。

（ 休憩 午後1時51分      再開 午後2時00分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開します。

◆議案第53号 令和3年度飛騨市一般会計予算

【市民福祉部所管】

●委員長（前川文博）

議案第53号、令和3年度飛騨市一般会計予算のうち市民福祉部所管についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、市民福祉部所管の一般会計予算について説明させていただきます。

事業別説明資料を用いて説明させていただきます。

事業別説明資料の4ページをお開きください。

まず拡充事業でございます。こころの健康づくりの推進というところでございまして、新型コロナウイルス感染症によりまして不安やストレスを感じるが多くなっていることから、こころの健康を保つことが重要となっています。市内精神科医療機関がない

中では気軽に相談できる環境を整備することが必要ですということを踏まえまして3点事業をやりたいと思っております。

まず拡充といたしましては、相談支援体制の強化というところでございます。

ハートピアふるかわをこころの健康相談窓口として明確化して市民に周知するとともに年12回のこころの相談室について相談員を精神科病院の精神保健福祉士に委託することで相談後の治療につなげやすくするなどフォロー体制を強化します。

2つ目には新規といたしまして、メンタルヘルスケアの推進でございます。

こころの健康づくり講演会というものを今のところ11月ころ、古川町公民館リモートも使ってということになろうかと思っておりますけれども、人権問題の専門家の方にSNSでの誹謗中傷をテーマとしてやっていただきたいということを思っているところでございます。

それから3点目は拡充でございます。自殺対策の推進でございます。

ゲートキーパーの人材育成研修をこれまで市職員対象にやっておりましたが、新年度におきましては、金融機関等の職員を対象とした研修を行いたいと思っておりますし、相談窓口の周知のためのリーフレットを新たに作成とともに、引き続き高等学校やイベント会場における意識啓発を行っていきたいと思っております。

続きまして次ページをお願いいたします。こちらも拡充事業でございます。

まめとく減塩キャンペーンの推進でございます。

飛騨市では、3歳児から中高生、若者、壮年期の尿中塩分を測定しました結果、いずれの年代も日本人の食事摂取基準の目標値よりも塩分を摂りすぎているという方が多いことがわかっております。令和2年度からまめとく減塩キャンペーンと銘打ちまして、市民の健康意識の醸成と気軽に減塩に取り組める環境づくりに取り組んできました。既存の調味料を減塩調味料に置き換える「こっそり減塩」というようなことも含めて、周知啓発を強化してきたところでございます。

継続事業といたしましては、引き続き市民の減塩意識の啓発ということで、本年度は神岡地区で減塩フォーラムを行いたいと思っております。

拡充事業といたしましては、生涯を通じた減塩指導の推進ということで、これまで3歳児、保育園児、中学生から二十歳までの尿中塩分検査を行っていましたが、ここに小学校6年生を新たに追加したいと思っております。それから市内小学校での減塩教育も実施したいと思えます。

7ページをお願いいたします。

今度は新規で、がん検診のWEB予約システムの導入をしたいと思っております。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として密を避けるため、胃、子宮、乳がん検診を電話による完全予約制にしまして実施しましたところ、市民の方から電話がつながらないですとか、時間外でも予約ができるように、それから予約で検診ができると早くやってもらえる、がん検診が混むのが困るというような声をいただいております。

す。受付時間も日中の時間帯だったことや専用の回線による受付ではなかったことから、通常の相談等の電話もつながらない状況ということで、市民の皆さまにご不便をおかけしましたことから、令和3年度は24時間受付可能なWEBによる予約システムを導入いたしまして、電話予約と併用することで検診予約をスムーズに行える環境を整備したいということでございます。

ちなみに、職員の電話応答時間が4回線で延べ441時間を費やしているということから、すべてWEBに移行ということはなかなか難しいと思いますけども、高齢者の方もしらっしゃいますので、併用してやっていきたいということ思っているところでございます。その事業概要の中ほどにも書いておりますが、システムからお知らせですとか、あるいはリマインダーメール、いわゆるあとから予約された日はこの日ですよということで忘れがないようなものも受診忘れを予防したいということを思っております。

次ページをお願いいたします。

産前産後サポート体制の強化ということで、拡充です。

市では、妊娠、出産、子育てにおいて孤立感や不安を感じる母親を支援するため、県助産師会と連携いたしまして、産前産後の時期に気軽に相談や交流ができる場所として令和元年度からハートピア古川、令和2年度より神岡子育て支援センターにおきましてママサロンを開設しております。ここに、新年度は河合、宮川地区の方用に河合子育て支援センターで開催をしたいと思っております。

それから産後ケア費用の助成としまして、これまで助成率が10分の7でありましたが、これを10分の9に拡充したいと思います。

それから3点目、子育て支援ヘルパー派遣事業につきましては、これまで6カ月までということでやっておりましたが、ここを1歳に拡大したいということでございます。

10ページをお願いいたします。

ここから子育て応援課の事業になります。新規で私立の保育園の保育士の確保支援ということでございます。

3歳未満児保育の増加などによりまして全国的に保育士不足が問題となっておりまして、飛騨市でも同様なことが起こっております。私立の保育園の正規保育士は都市部や公立保育園正規保育士と比較すると求職者が少ないことから人材確保が難しく、一時預かりなどへの影響が懸念されている状況でございます。市内の私立保育園の保育士確保対策制度を新たに創設することで、私立保育園のサービスの提供体制の維持を図ります。

1つ目といたしましては、保育士就職奨励金の創設でございます。2つ目には、保育士賃貸借家賃補助金の創設。3つ目には、保育所求人支援補助金の創設。4つ目には、空き家社宅化支援補助金の創設でございます。

4点目につきましては、案件が出れば補正対応していきたいと思っております。

次ページをお願いいたします。

こちらも新規事業になります。一時保育無料お試し券の交付でございます。



未満児保育を利用していない家庭におきましては、私的な用事などでも一時的に子どもを預かってほしいニーズがあるものの、園児ではないため気が引ける、制度がよくわからないといったような理由から一時保育の利用を躊躇される方が多く、利用されている方は一部にとどまっております。養育者が心身ともに健康な状況で育児をしていただくために制度の認知ですとか、理解を促しまして利用のきっかけをつくるため、無料券を配布いたしまして子育てのリフレッシュタイム取得を応援したいと思っております。

対象者につきましては、市内に居住し、保育園に在園していない小学校就学前幼児の養育者。無料券につきましては、平日3時間以内の利用券を幼児1人につき1枚を交付したいと思います。対象園につきましては、公立の園でございます。

次ページをお願いいたします。

こちらも新規でございます。子育て支援員の養成です。

少子化が進む中、仕事等の理由から未満児保育が増加するとともに通院や家の事情、リフレッシュを目的として子どもを一時的に預けたいというニーズが例年高まっているところですが、対応する保育園やファミリーサポーターの保育人材の確保が課題となっております。平成27年にスタートしました子ども・子育て支援新制度のもと、保育人材を増やす目的で保育士に準ずる人材として子育て支援員を創設し、その育成を図ってまいりました。子育て支援員として認定されるための研修が一部を除き、岐阜圏域での開催になっておりますから、なかなか市内において受講しづらいという状況でございます。こちらのことは、総合政策審議会でもご意見があったところでございます。

したがって、子育て支援員研修を市内で開催するとともに、認定を受けた方が保育園やファミサポ等で活躍しやすい環境を整備いたしまして子育て環境の充実を図りたいというものでございます。

次ページをお願いいたします。

こちら拡充事業でございまして、天候を気にせず遊べる環境の整備検討でございます。

悪天候ですとか、あるいは冬期間子どもが安心して遊べる場所が少ないとの子育て世代からのご意見をいただいております。それを踏まえまして、本年度から令和2年度からハートピアふるかわの遊戯広場の空き時間を開放するとともに、令和2年度途中からになりますけれども、神岡地区でも月1回の試行実施ということで、休日の遊び場不足の解消を図ってまいりました。さらなる遊び場の拡大を検討するため、子育て世代にアンケートしたところ、そういう常設化を望む市民の声が非常に多いことがわかりました。令和3年度につきましては、子育てに関わる団体等や市民の皆様のご意見を取り入れながらさまざまな検討を行う場を新設しまして、ニーズにあった遊び場の開設を目指したいということ思っております。

具体的には、新規といたしまして、屋内の遊び場検討委員会の開催と先進地視察ということで経費をもらせていただいております。令和3年度中、新年度予算の策定前には結論を出しまして、令和4年度の整備開始を目指したいということをお思っております。

それから試行的にやっておりました神岡地区でございますが、本格実施ということで神岡子育て支援センターでも遊び場を開設する予定でございます。

次ページをお願いいたします。

ここから障がい福祉課の所管になります。

新規でございます。福祉避難所の開設・運営体制の強化でございます。

市内には福祉避難所が10カ所、指定している状況でございます。これまで福祉避難所の開設訓練、令和元年度と令和2年度の2カ年行ってまいりました。その中で、避難者の体調管理ですとかニーズに対して迅速・適切に対応することができる体制の整備が最優先ということはわかったところでございます。

新年度につきましては、岐阜大学地域減災研究センターと連携いたしまして、水害、地震などさまざまな災害が発生した際に、自主的に避難所運営ができる人材を育成することで運営体制の強化を図りたいと思います。

具体的には、下段のほうに書いてございますけれども、実践訓練を主体とした研修の実施をします。HUG（ハグ）訓練、いわゆる避難所運営ゲームでございますけれども、HUG（ハグ）訓練によりまして市内の福祉避難所をモデルにして年3回、6月、10月、3月の予定でございますが、実施したいと思っております。

16ページをお願いいたします。

新規でございます。障がい者グループホーム整備に係る事前準備でございます。

市では、旧和光園をリノベーションいたしましてグループホームの施設を整備する方針で進めていたところでございますが、運営に必要な知見やノウハウ、人材が市内に不足していることが課題であることがわかりました。施設の効率的な運営ノウハウを持つ人材の育成を行うとともに、コロナやインフルエンザ等の発生の感染拡大防止を行えるよう、施設設計の修正を行ってまいりたいということを思っております。

具体的には1点目として、施設の効率的な運営ノウハウ等を持つ人材育成でございます。共同生活を援助する施設の指定管理者として現在予定しております吉城福祉会の職員の方に研修を受けていただいて、いろんなノウハウを蓄積いただきたいということでございます。

2点目といたしましては、隔離対応を可能とする整備の検討ということで、主に居室内の給排水に関する設計等の修正を行う予定でございます。

次ページをお願いいたします。

こちらも新規でございます。飛騨市地域生活安心支援センター「ふらっと」の開設です。

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和2年度から発達支援センターに総合相談窓口を設置いたしましたところ、障がい者の重度化、高齢化や親亡きあとの問題、8050問題や引きこもりなど複雑化した問題に対しては、本人を含む家族地域全体で対応し支援する体制づくりや、緊急時に対応できる体制の構築が急務であること

がわかりました。このことから、発達支援センターが担ってきた障がい児への総合的な支援を大幅に拡大し、障がいのある方の子どもから大人まで生涯をトータルサポートする体制を構築するものでございます。これは国で言うところの基幹相談支援センターというものと一体でございまして、令和3年4月に開設の予定でございます。

具体的には4点ございます。

1点目といたしましては、総合支援体制の構築。2点目は、ワンストップ窓口の開設。3点目は、24時間の緊急対応を可能とする体制と普段からの見守り・家庭訪問等を行うシステムの構築。4点目は、医療的セラピスト等による専門相談の実施でございます。

次ページをお願いいたします。

こちらでも新規でございまして、地域と専門家で作る療育の先進地づくり。

今年度、飛騨市から新しい療育のモデルを日本全国へ発信するための第一歩として、「すべての人のGiftを生かす特別支援教育の未来」と題したフォーラム、9月13日に開催しておりますけれども、特定非営利法人はびりすとの共催で行いました。最新の療育に関する情報を市民をはじめオンラインを活用することにより、日本全国の方に発信をいたしました。引き続き令和3年度につきましても、療育の先進地を目指すフォーラムを開催する予定でございまして、「こどもたちのGiftを生かす社会の実現」を目指し、作業療法や障がい者のライフデザインなどのテーマに沿った講演や最新の療育方法について、オフラインとオンライン両方を活用することで市内や全国各地の取り組み事例の発表を行います。

日程といたしましては、9月ころを予定しております。場所は、飛騨市文化交流センターで、参加料、市民は無料でございます。実行委員会体制で実施したいと思っております。

20ページをお願いいたします。

ここからは、地域包括ケア課の所管になります。

こちら新規です。多重債務問題への対応強化でございまして。

近年、多重債務へと陥る原因が多様化する中、所得の多寡にかかわらず、子の教育費や買い物など安易なカードローン等の利用から多重債務へと陥るケースも散見されており、こうした安易な資金融通に注意を促していく体制づくりが必要となっております。このため、かねてから若年者の多重債務問題の早期解決を社会的課題として強い意識を持たれている東海労働金庫と市社会福祉協議会、市が三者協定を締結いたしまして、これを今月29日に予定をいたしております。全国でも初となる市民の多重債務回避や多重債務者への実効性ある支援の取り組みをはじめます。

具体的には、1点目といたしましては、市民への金融教育の実施。2点目は、多重債務者や生活資金に困った方の相談支援窓口の充実。3点目は、多重債務者向けの特別融資体制の整備でございまして。

次ページをお願いいたします。

こちらも新規になります。法人後見受任体制の強化です。

平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、同法に基づき国で成年後見制度利用促進計画が策定されました。市町村は、同法によりこの国の計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めることとされておりまして、この国の計画により広報、相談、受任者マッチング、後見人支援などを進める中核機関を令和3年度までに設置することとされました。市では、令和3年度中に計画を策定し、飛騨市社会福祉協議会に委託するかたちで中核機関の設置を検討しているところでございます。まずは、法人後見受任体制の安定化を目的といたしまして、飛騨市社会福祉協議会の人体制を強化し、法人後見制度の利用促進が図れる環境を整えます。

具体的には、社会福祉協議会における法人後見事業に主体的に活動できる人員を1名増員することで法人後見の受任が円滑にできるように支援を行い、市内における成年後見制度の利用の促進を図ります。ちなみに、令和4年度から中核機関設置となりますと、普通交付税に標準団体人口10万人規模で、300万円が算入される予定でございます。

24ページをお願いいたします。

拡充事業でございます。買い物弱者対策事業への支援でございます。

内容といたしましては、1点目、出張販売支援奨励金。新規でございます。高齢者等の通いの場へ出張販売する事業者、もしくはこれに類するサービス等を提供する事業者が対象になります。

奨励内容といたしましては、出張販売は1回当たり2,000円、上限5万円。類するサービスにつきましては、10万円以内で市長が認める額となります。

それから2点目は拡充で、宅配サービス推進支援補助金でございます。

(2)のほうでございます。みずから配達する事業者の事業活動を奨励する奨励金を新たに創設するものでございます。

次ページをお願いいたします。

こちら新規事業になります。高齢者思いやりサービスの創出支援でございます。市内事業者が高齢者の生活に対し、思いやりの気持ちで行うサービスを奨励する制度というものを創設します。創設して互助の機運を高めてまいります。

具体的には、まず1点目でございます。高齢者思いやり付帯サービス実施応援奨励金でございます。

思いやり付帯サービス実施奨励金では、高齢者を対象とした買い物付き施設利用送迎バスなどが思いやりによる付帯サービスを試行的でも新たに行っていただける事業者に対し3万円の奨励金を交付いたします。

2点目では、思いやりのサービス継続の奨励金でございます。3万円の奨励金を最長3年間交付したいと思っております。

②のほうでございますが、高齢者思いやり付帯サービス実施周知支援補助金ということで、市民への実施周知にかかる広報宣伝経費の一部を補助したいと思っております。

補助額は必要経費の4分の3でございます。

次ページをお願いいたします。

こちらは拡充事業でございます。旧いきいき健康増進事業でございます。いきいき地域生活応援事業として改めます。

内容といたしましては、1点目、選べるコースの追加でございます。

こちらのほうに今までの従来のコースにバス利用券コース、濃飛バス4,800円分でございますが、こちらを追加いたします。

それから2点目は、いきいき券の利用メニューの追加でございます。

利用メニューとして市民ニーズの高い移動販売、灯油代を追加いたします。さらに新設の宅配サービス支援補助金で宅配する事業者等の配達用の助成も追加をいたします。

それから3点目は、いきいき券の配布場所の拡充でございます。打保郵便局と茂住郵便局の2つの郵便局でいきいき券を配布します。

それから4点目は、免許返納者への特別交付における選択肢の追加でございます。

いきいき券をもう1冊追加か、もしくは濃飛バス利用券を新たに追加するということで選択制としたいと思います。

次ページをお願いいたします。

こちらは拡充事業で、通院の移動手段を確保するタクシー助成でございます。

こちらのほうは古川町内のみになりますが、これまでタクシーの乗車場所を医療機関等に限ってまいりましたが、新年度からは医療機関受診後の徒歩で、そのあとに例えばスーパーに行った場合、そのスーパーから帰宅時でもタクシー助成券が利用できるようにするなど乗車場所の緩和を行います。

30ページをお願いいたします。

拡充事業で、終活支援センターの運営でございます。

終活支援センターにつきましては、令和元年10月に開設をしてやっているところでございます。新年度におきましても、内容をさらに充実させるとともに、所有財産の育成と相談の多い相談に対する対応力をさらに向上させ、市民の頼りになる終活支援センター運営に取り組みます。

新規事業といたしましては、1点目、終活カフェの開催でございます。1回の来場で複数のテーマについて相談できる相談会を開催いたします。

2点目は、終活ブックの発行でございます。

次ページをお願いいたします。

こちらは拡充事業でございます。医療・介護・福祉人材確保対策の支援でございます。事業者がつと有効な施策を活用して人材確保に動ける体制を支援するため、制度の使いづらい点や時事の状況にあわせた内容の見直しを随時行い、必要に応じて新たな施策を追加・拡充していきます。

32ページをお願いいたします。

介護人材の確保といたしまして、2の⑤でございます。

新規で介護事業所人材募集広告宣伝支援ということで、法人が行う人材募集のための広告宣伝費用の一部を支援いたします。補助率は3分の2です。

34ページをお願いいたします。

上段です。医療福祉専門職員の研修受講支援といたしまして、准看護師のステップアップ支援を行います。

市内医療機関等に准看護師として勤務し、ステップアップのため正看護師の資格を取得した場合に学費の一部を支援いたします。入学金、学費、テキスト等の費用の2分の1を資格取得後に交付するものでございます。

37ページをお願いいたします。

重要課題に対する特別対策ということで、②拡充でございますが、ケアマネージャー確保対策事業でございます。ケアマネージャー新規事業所の開設支援をいたします。

対象経費は、事務所整備に必要な事務機器・器具等の購入、リース等。補助額は、対象経費の4分の3。上限30万円でございます。

次ページをお願いいたします。

(4)です。ケアマネ資格取得、資格更新への支援でございます。

続きまして40ページをお願いいたします。

新規でございます。ハートピア古川の空調設備の更新でございます。

飛騨市古川町総合保健福祉センターハートピア古川は平成9年に開所して以来、22年が経過しておりまして、中でもこれまで大きな改修を行っていない空調設備は交換部品が調達できない状況になってきており、このままでは故障時における対応が困難な状況でございます。だましだましというかたちで使っているところでございます。令和3年度から3カ年によりまして、新たなシステムによる空調設備に改修することで施設利用者が安心して利用できる環境を整えたいと思います。

簡単でございますが、説明は以上です。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

事業別説明資料の7ページのがん検診なんですけど、私、一昨年まで毎年会社の検診でやっております。今回、昨年初めて飛騨市の検診を受けたんですけど、実はそれまではずっとバリウムで今回飛騨市は内視鏡、胃カメラの検診があったものですから申し込んだんですけど、300名限定というふうにあったんですね。それですぐ電話したんですけど、やっぱりなかなかつかないということで何とかあったんですけども、300名というのは、たまたま昨年はコロナの関係で300名だったのか、検診車の関係で300名だったのかひとつ伺います。

●委員長（前川文博）

答弁を求めます。すみません、別室にみえる方でしゃべりたい場合は、マイクのほうで申し出るようにしてください。音声がないとわかりませんのでお願いいたします。

□市民保健課長（花岡知己）

300人限定というのは、コロナとは関係ありません。そういった予約の関係で300人ということにさせていただきました。

○委員（上ヶ吹豊孝）

というのは、これからも300名しか胃カメラ受けられないということなんですが、やっぱり世の中バリウムよりも内視鏡のほうのがんを見つける精度が高いということなので、もう少し拡充するということは考えていないんでしょうか。

□市民保健課長（花岡知己）

がん検診につきましては、外部の検査センターに委託をしてやっていたているんですけども、今の医師不足等で検査センター側の体制がなかなかとれないということがありまして、300人くらい程度が可能な範囲ということで、そういった検査センターとの調整も行いながら人数を決めているということがありまして、来年度もこの人数程度ということ考えております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

それでもう1点、ここに書いてありますように結局電話で対応したらなかなかつながらないということはあって、今度WEBでの予約もできるということなんですが、電話とWEBとやると結局恐らくWEBのほうが先になって、例えば胃カメラが300人ですよね、うまくその電話対応とWEBとたかが300人とした場合にうまく調整できるんでしょうか。

□市民保健課健康推進係長（後藤和宏）

ただいまの質問でございますけれども、予約受付につきましては電話予約枠とWEB予約枠ということで、それぞれを確保して実施する予定でございます。

○委員（上ヶ吹豊孝）

例えばWEB予約150人、電話予約150人という意味ですか。

□市民保健課健康推進係長（後藤和宏）

そのような意味合いでございます。

○委員（井端浩二）

事業別説明書の10ページ、一番下段の空き家住宅化支援補助金創設でゼロ予算になっていますが、ちょっとどうしてかということをご説明をお願いします。

□市民福祉部長（藤井弘史）

案件が出てくれば補正対応したいと思っております。

○委員（井端浩二）

補正予算でも当然保育士が少ない、あるいは用務員も少ないという話を聞いたんです

が、用務員については募集とかそれは今後、今年度、来年度はしないですか。

□子育て応援課長（今村安志）

用務員とかそういったところについては、私立園のほうで随時募集しているようにございますけれども、保育士とあわせてちょっとなかなか難しいところもございます。ただ、今、提案させていただいておりますのは、保育士に限っておりますのでお願いいたします。

○委員（井端浩二）

用務員は市立保育園のほうで募集を常に行っているということでもいいんですか。

□子育て応援課長（今村安志）

そのとおりでございます。

○委員（住田清美）

事業別説明書の11ページの一時保育の無料お試し券についてお尋ねしたいと思います。子育て中のお母さん方にとってはリフレッシュの時間とか自分の用事の時間とかで一時預かっていただけることは大変ありがたいことだと思うんですが、今はどうなのか知らないですけど、ちょっと前だと一時保育に預けるにも保育士不足でなかなか希望のときに一時保育を預かってもらえないという現状がありながら、今度はそのサービスを拡充するという事なんですけど、保育士不足の中なんですけど大丈夫ですか。預かれますか。

□子育て応援課長（今村安志）

一時保育については予約制をとっております。また、無料お試し券については公立園に行っているところです。公立園のほうではフリー保育士もございますので、予約の範囲内のところで何とかできるのではないかとこのように考えております。

○委員（住田清美）

一応、今、対象が公立保育園となっておりますが、今の預かれる人材体制なのかもしれないんですけど、例えば上の子が私立の保育園に通って、下の子も同じところに一時保育を預けたいと思うこともあろうかと思いますが、今後、私立の保育園でもこういうお試し、一時預かりのようなことは拡充される予定はありますか。

□子育て応援課長（今村安志）

当初は全園、私立含めた全園を想定していたところでもございますけれども、私立園のほうでは一部の園ではできますよというところではございましたけれども、一部の園ではちょっとなかなか難しいというところでもなかなか整合性がとれなかったものから、ただ、これについてはお試しというところで公立園のところで何とか敷居が高いとかそういったところを下げながら利用を促すということになっておりますので、今後、私立園のほうでもニーズが職員体制が整えばそういったところを確保できればというふうに思っております。



○委員（住田清美）

同じく一時預かりでファミリーサポートセンターも同じように一時預かりをしておりますが、この対象事業の中にファミサポへの検討はされましたでしょうか。

□子育て応援課長（今村安志）

ファミリーサポートセンター、こちらのほうは託児というところにはなっております。ファミリーサポートセンターについては預かれるところがございますが、なかなか職員自体がじゅんたくというところではないものですから、ただファミリーサポートセンターが保育園でいうところはちょっとなかなか技術的に難しいというところがありましたので、今回、子育て支援員の育成というところでファミリーサポーターであります託児の方であったり、保育園の補助者でありますそういったところを研修を入れることによって何とか私立園、また公立園の支援員、そういったところを確保できればなというふうに考えておるところでございます。

○委員（徳島純次）

概要書の21ページの法人後見人受任体制の強化についてちょっと伺いたします。成人被後見人本人が入所している社会福祉法人がそれに当たると、入所している後見人の世話をしたり、財産権の管理をしたりするようになりますけど、そうすると本人との利害相反が起きるんじゃないかという意見もありますが、そのへんのお考えは市のほうではどのように考えられているんですか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

後見のついた方が入所しているときに後見人がお世話をするというようなお話でよろしかったでしょうか。

○委員（徳島純次）

被後見人が入所している施設が後見人になった場合、法人後見人になった場合ですね。その場合に。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

今、飛騨市内で法人後見をやっているのは飛騨市社会福祉協議会のみでございまして、介護施設を運営している法人さんではやっておりませんので、そのようなことが生じないということでございます。

●委員長（前川文博）

ほか、ありますか。

○委員（住田清美）

事業別説明書の20ページの新規で多重債務問題への対応強化というのがあります。これは貧困問題を語るときに、子どもの貧困、若者の貧困、高齢者の貧困を語るときにこの多重債務という問題が必ず根底に出てくるので、そういったことを対応して下さるということで大変ありがたいですが、たまたま東海労働金庫という名前がでておりますが、ここに強い意識を持たれているということが書いてありますが、ほかの金融

機関さんとの兼ね合いとかはよかったのでしょうか。ここのところでよかったのでしょうか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

一応、金融協会さんですね、飛騨市内の。通じまして東海労金さんということを見せていただくということでお話をしましたけども、特段問題ございませんということでしたので、そのかたちでやらせていただきます。

●委員長（前川文博）

あと、よろしいですか。

○委員（野村勝憲）

24ページの買い物弱者対策事業の支援ということで、昨年から100万円増えているわけですが、現在、恐らく事業者は4者くらいですかね。神岡、古川で。昨年は4者でよかったですか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

神岡が希夢千家けいちゃんさんです。河合に蕨下商店さんがあります。古川エリアをやっておりますのが、国府のスーパーさとうさん、それから農協さんですね。河合、古川をJAがやっておりますので。ただ、けいちゃんさんのところはお兄さんと弟さん2人でやっておられますので、事業体としては4事業体ということで。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、4者で今こういうコロナで宅配というのはある意味で皆さん自宅で食べたいとか、あるいはいろいろやりたいということで伸びていると思うんですけど、新規で加入というのは今のところないですか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

今、市場のほうはこの4事業者さんでお互いちょうどたままですけど分けあったようなかたちになっておりまして、逆にこれ以上、参入が入ってくるとそれぞれが共倒れしてしまうということがございます。実際、1件よそから移住してきてやりたいというご相談があったわけなんですけども、ちょっとこの段階で飛騨市内で仮にやられますとお互いに競合してしまうということで、その際はちょっとスーパーさとうさんのほうで高山エリアのほうでまだ回っていないところがあるということで、そちらのほうで商売されるというふうで行かれました。

○委員（野村勝憲）

確認ですけども、基本的にはエリアと商品のバッティングを避けて4者でやっているということで理解してよろしいですね。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

たまたまそういうかたちになったということでございます。

●委員長（前川文博）

あと、よろしいですか。

○委員（井端浩二）

説明書の４ページのこころの健康づくりについてちょっとお尋ねさせていただきます。前もちょっと聞いたかもしれませんが、ハートピアにあるこころの健康相談窓口で多分、相談が増えていると思うんですが、どれぐらいの件数があるのかお尋ねさせていただきます。

□市民保健課健康推進係課長補佐兼主任保健師（清水弘子）

こころの相談室については、毎月１回行っていて、平均しますと毎月１名というような相談件数になっています。

○委員（井端浩二）

ひきこもり等には大変心配しているんですが、月に１回で１名ということは何か少ないような感じもしますし、当然、民生委員とか、あるいはそういう相談支援員を通してのお宅へお邪魔して相談するというような方法はとれないんですかね。どうなんですかね。

□市民保健課健康推進係課長補佐兼主任保健師（清水弘子）

相談につきましては、こころの相談室も毎月やっておりますが、随時相談も受けております。それによっては、家庭訪問をさせていただいて相談に応じているような状況です。

○委員（井端浩二）

その相談によってその対策というか、何かそういったものについてはいろいろ当然その方を通して相談をしたりとか、あるいは精神科医の方に相談をする方法もあるんですが、どういうかたちで進めているのでしょうか。

□市民保健課健康推進係課長補佐兼主任保健師（清水弘子）

その相談内容に応じて関係者が集まって支援の手だてを考えると中には、受診につなげるであるとか、生活困窮の相談につなげるとか、いろいろとそのケースに応じて支援をしている状態です。

○委員（籠山恵美子）

事業別説明の１６ページの障がい者グループホームの整備のことなんですけど、ここに書いてあるとおり、試行錯誤しながらやっている様子はこの文章だけでも事業背景ということだけでもわかるんですが、実際に建物も空き家にしておくとどんどん古くなりますよね、建物というのはね、そのままほっておくと。それと実際このグループホームは、年齢的にどのぐらいからどのぐらいまでを想定したグループホームなのか、またその障がいの程度みたいなものというのがほとんどみえないんですよ。ここに書いてあるのは親さんが自分が亡くなったあとに１人子どもを残していくというイメージでこれ書いてありますけど、現実には今本当にできれば１日も早くグループホームでお世話したほうがいいんじゃないかという対象者はいないのか。なかなかグループホームそんな簡単にはできないぞということであるのであれば、新年度はどこまで必ず進めて、次年度

にどこまでいきますと、オープンはどこまでにしますとか、そういうものは、やっぱりとくに年齢のいった方だと1年、1年どんどん弱っていくし、グループで生活できるほどのそこそ軽度の方だとしても、やはり先ほどの井端さんじゃないですけど、やっぱりずっと1人で家に閉じこもっているような状態では生活もどんどん衰えていくし、このあたりは新年度この1年間でどこまで進めていかれる予定なんでしょうか。

□障がい福祉課長（平田直久）

まず年齢についてでございますけれども、こちらにつきましては、昨年、吉城福祉会さんのほうにお願いしましてニーズ調査をさせていただきました。その結果を見ますと、でき次第すぐに入所したいというご希望される方が10名程度おみえになったんですけども、年齢層としましては、40代から60代の方が多かったという結果でございます。それから、対象の障がいの程度についてでございますけれども、こちらにつきましては、当初からの重度の方に入っていたということになりますと、スタッフのノウハウもまだないものですからなかなか難しいということが想定されますので、障がい区分の2～3程度の方にまず入っていて、運用していただいて徐々に慣れてきた段階で重度の方も入っていただくというようなやり方をしていきたいということを思っております。

それからスケジュールでございますけれども、令和3年度につきましては、今の実施設計は一旦は終わったわけでございますけれども、今のコロナのような感染症がでてきておまして、万一、入所者の方が感染症にかかった場合に、その部屋から外へ出なくても生活ができるようにということが必要ということがでてきたものですから、12床を予定しているんですけども、その中のいくつかの部屋にトイレですとか手洗いを設けて、外へ出なくても生活ができるようにというような修正設計を加えさせていただきたいと思っております。修正設計を経たのちに、来年度、建物の予算の計上させていただきまして、令和6年度までには何とか建設にこぎつけたいといったようなスケジュール感で現在進めさせていただいております。すいません、供用開始は令和5年度でございます。失礼いたしました。

○委員（籠山恵美子）

建物もかなり老朽化していますよね。全く建て直しという感じですか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

リノベーションですので簡単に言いますと、柱だけを残してあと全部やり変えるというイメージです。

○委員（籠山恵美子）

あとは、スタッフなんだろうね。人の配置。それもまた大変大事なのかなと思いますが、人材が市内に不足しているということが課題だと書いてありますけれども、これはどのように予定されているんですか。

□障がい福祉課長（平田直久）

まず施設長級の方を対象としまして、飛騨地域にありますグループホームへ実際に２カ月程度行って勤務をしていただきまして、勤務のノウハウを習得していただいて、のちに飛騨市のほうでつくるグループホームの運営に反映していただきたいということと、あとは東京とか大阪方面の先進的な運営をしてみえるグループホームのほうに吉城福祉会の職員の方に行っていただいて視察をしていただいて、またそういった運営方法のノウハウを習得してきていただこうといったことを考えております。

●委員長（前川文博）

よろしいですか。

○委員（水上雅廣）

河合のゆうわくはうすのことですけど、そちらの所管に移ったんですよね、市民福祉部の。予算はどうなっていますか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

予算につきましては、新年度からというかたちで市民福祉部のほうの予算に指定管理料入っております。

○委員（水上雅廣）

すいません。見つけられなくて款項目を教えてください。

□財政課長（上畑浩司）

款項目でいいますと、４－１－３のほうに入っております。ページでいいますと、８４ページですね。生活習慣病対策費の中の指定管理料の中に含まれております。

●委員長（前川文博）

１，７３５万２，０００円の中ですね。８４ページの３の００８ですね。

○委員（水上雅廣）

あそのことなんですけど、今度、健康増進施設、条例どおりにそうなるんだろうと思うんですけど、健康器具とかいっぱい置いてあるところがあるじゃないですか。結構、老朽化しているのではないかなと思うんですよね。そういったものの扱いは今後の計画予定は、指定管理者もあるんですけどね。どんなふうにお考えなのかだけお伺いしていいですか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

まだ我々も現場の状況をつぶさに把握していないというのが実態です。今おっしゃられたことも市役所内部からも指定管理の運営委員会の中でもちょっと話がございまして、まずはそのあたりをしっかりと現場の状況を把握させていただきまして、また健康増進施設ですので、そういった機械が使えるのであればしっかりとメンテナンスをしていきたいと思ひますし、もし使えないものがあればそれをどうしていくのかということも今後検討していきたいなということを思っているところでございます。

○委員（水上雅廣）

そういう従来どおりのかたちで使われるのか、それとも目的をちょっと変えたようなかたちで使われるのか、指定管理者やら地域の方ともちよつとしっかりと相談をしていただければなというふうに思いますので、お願いをします。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今おっしゃられましたように、市の考え方だけではなくて指定管理者さんと市民の方と一緒にまた考えさせていただきたいと思います。

●委員長（前川文博）

よろしいですか。あと、よろしいですね。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではこれで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

続いて特別会計に移りますが、ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 2 時 5 5 分 再開 午後 2 時 5 7 分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第 5 4 号 令和 3 年度飛騨市国民健康保険特別会計予算

●委員長（前川文博）

次に、議案第 5 4 号、令和 3 年度飛騨市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは議案第 5 4 号、令和 3 年度飛騨市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。事業勘定の歳入歳出にそれぞれ 2 億 2, 7 0 0 万円、直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ 2 億 5 4 0 万円と定めるものです。

地方債につきましては、第 2 条のとおりです。

歳出予算の流用につきましては、第 3 条のとおりです。

事業勘定につきましては、県全体の納付金算定基礎額において被保険者数が約 3, 4 0 0 人の減、保険給付費は約 3 8 億円の増加となっております。これは県全体です。

ただし、前期高齢者交付金の増加と公費の増加も見込まれることから、全体で2億5,000万円減少すると見込まれております。そのため、飛騨市につきましても納付金の額が470万円ほど減少するものと見込んでおります。

したがいまして、令和3年度の保険料は、令和2年度ベースで据え置き、1人当たり8万7,000円程度になると思います。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入国民健康保険料でございます。被保険者数4,839人。令和2年度では4,869人、若干の微減で算定をしているところでございます。

10ページをお願いいたします。

10ページ、05款、繰入金、01一般会計繰入金でございます。

こちらのほうは、法定内の繰入のルールに従いまして、繰り入れるものでございまして、法定外繰入はございません。

それから、その下段、財政調整基金の繰入金につきましては、保険料引き上げの激変緩和を目的として繰入をいたします。令和2年度末の基金残高見込みは、2億8,300万円ですが、令和3年度の繰入、それから若干の積み立てを加えまして、令和3年末の基金残高は、約2億5,950万円になる見込みでございます。

13ページをお願いいたします。

今度は歳出のほうになります。13ページの最下段、保険給付費でございます。

次ページの給付費と同様でございますが、国が示す診療費の推計方法を参考として一般被保険者療養給付費と次ページの一般被保険者高額療養費を算定をしているところでございます。

それから、13ページの今の療養給付費の827傷病手当金がございます。こちらのほう、昨年の5月に臨時会で計上させていただきました新型コロナウイルス感染症の傷病手当金でございます。引き続き計上しております。

次ページをお願いいたします。

14ページ一番上でございます。一般被保険者療養費でございます。

これにつきましては、補装具申請が増加していることから増額としております。

16ページをお願いいたします。

16ページの最上段でございます。納付金の関係でございます。

県全体の算定基礎額によりまして、それぞれ算出し、計上しているところでございます。

16ページ、最下段、保険事業費でございます。

保険事業につきましては、主に保険料財源としてまかなわれております。

インフルエンザ予防接種につきましては、ご存じのとおり、令和2年度から助成額を2,000円から2,200円に増額しております。

また人間ドック助成事業につきましては、引き続き市外の医療機関での受診も助成対

象としているところでございます。

次ページをお願いいたします。

02項、特定健診・保健指導事業費でございます。

こちらでは被保険者の減少により予算も減少しておりますが、詳細健診を医師会で実施することとしておりまして、疾病リスクの早期発見と重症化予防に取り組めます。

19ページをお願いいたします。

19ページの中ほどでございます。直営診療施設勘定繰出金でございます。

こちらの019病院事業繰出金につきましては、飛騨市民病院におけます電子カルテ更新事業に係るものでございまして、県の特別調整交付金のトンネルでございます。

次に、直営診療施設勘定についてご説明いたします。36ページをお願いいたします。

歳入でございます。診療収入につきましては、それぞれの診療所への診療見込みより積算をしているところでございます。前年度と比較しますと減になっておりますが、コロナ禍の受診控え、それからジェネリック薬品への移行を勘案して減額としております。

38ページをお願いいたします。

38ページの最下段、手数料のその他手数料でございます。

今議会で提案させていただきました議案第12号の新たな手数料です。なお、徴収対象者につきましては、市民以外の方となります。

次ページをお願いいたします。

国庫補助金でございます。医療提供体制設備整備交付金でございますが、こちらはマイナンバーカードによりますオンラインで資格審査確認をするための事業に対する交付金でございまして、4分の3の補助率でございます。

それからその下の県補助金でございます。

発達障がい専門外来診療促進事業補助金でございますが、こちらはこどものころクリニックの運営に対する補助金でございます。

それから最下段の事業勘定繰入金の002へき地診療所運営費（宮川診療所）分の1,036万7,000円のうち、71万4,000円につきましては、超小型超音波診断装置の購入にかかるものでございます。

次ページをお願いいたします。

02他会計繰入金の一般会計繰入金でございます。

一般会計繰入金の減額につきましては、主にこどものころクリニック職員人件費として一般会計へ移管したことによるものでございます。

次ページをお願いいたします。

市債でございます。先ほどご説明いたしました宮川診療所の超小型超音波診断装置の購入に過疎債をうたせていただいております。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。こちらの一般管理費の減額につきましては、主にこどものころ



クリニックの非常勤医師1名、心理士2名、看護師1名の人件費を一般会計へ移し替えたことによるものでございます。

44ページをお願いいたします。

中ほど研修研究費でございます。こちらの減額につきましても、一般会計へ移管した職員に対するもので同様に一般会計へ移管しております。

それから44ページ、最下段でございます。

医療用機械器具費、先ほどご説明いたしました備品購入費でございますが、こちらが宮川診療所の超小型超音波診断装置の購入分でございます。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（住田清美）

特定健診についてお尋ねしたいと思いますが、令和2年度コロナの影響で後ろ倒しになったりしたんですが、令和3年度、各家庭にがん検診も含めて希望のところはきたんですけれども、特定健診もコロナの影響を勘案して令和3年度、日程は組んでみえるのでしょうか。

□市民保健課健康推進係課長補佐兼主任保健師（清水弘子）

令和2年度コロナの影響がありまして、5月スタートの予定だった健診につきましては、あとのほうでちょっと久美愛病院さんに日程をとっていただいて、日程については、全てコロナで縮小したという日程にはなっていません。令和3年度も対象者数にあわせて同じように日程を組んでおりますので、密にならないように受付時間等の配慮はいるんですけれども、縮小はしていません。

○委員（住田清美）

よろしいですか。ほか、ありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第55号 令和3年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算

●委員長（前川文博）

次に、議案第55号、令和3年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは議案第55号、令和3年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ4億1,720万円と定めるものです。

後期高齢者医療につきましては、75歳以上の方が加入する医療保険制度で、保険料は県の広域連合で決定します。この特別会計は保険料を納めていただき、この会計から広域連合へ納めるというかたちのものがございます。

また、被保険者の保険事業を実施するという会計です。

令和3年度予算編成では、令和2年9月30日現在の被保険者数を基準としておりまして、飛騨市の場合ですと5,349人が被保険者です。

それから令和2年度でございますが、5,367人でございます。若干微減ということでございます。

5ページをお願いいたします。

まず歳入の保険料でございますが、広域連合からの指示額を計上しているところでございます。

それから最下段の一般会計繰入金につきましても、広域連合からの指示額でございます。

6ページをお願いいたします。

3つ目の保険事業費受託事業収入でございます。

こちらは、すこやか健診、さわやか口腔健診等の保険事業の実施費用が広域連合から支払われるものがございます。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。一番最下段、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

納めていただいた保険料を広域連合へ負担金として納めるものです。

また、広域連合の事務費事業者負担金につきましても、一般会計からの繰入金で広域連合へ納めるものがございます。

次ページをお願いいたします。

上段、保険事業費でございます。本年度も引き続き、すこやか健診1,300人分、さわやか口腔健診500人分を予算化しているところでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、質疑を終わります。

◆議案第56号 令和3年度飛騨市介護保険特別会計予算

●委員長（前川文博）

次に、議案56号、令和3年度飛騨市介護保険特別会計予算を議題とします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは議案第56号、令和3年度飛騨市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。保険勘定の歳入歳出にそれぞれ33億3,360万円、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ2,200万円と定めるものです。

歳出予算の流用につきましては、第2条のとおりです。

まず令和3年度は、飛騨市第8期介護保険計画、令和3年度から令和5年度までの3カ年でございますけれども、その初年度となります。

介護保険料は、第7期と同額で据え置きとなります。その方針で予算も編成しているところでございます。

また介護サービスにつきましては、新たな参入は見込んでおらず、介護認定者数については重度認定者が減少、軽度認定者が増加している傾向がございます。

まず保険勘定からご説明いたします。9ページをごらんください。

歳入でございます。介護保険料でございますが、被保険者数9,200人で見込んでいますところでございます。令和2年度は、9,300人で行っていました。

それから9ページから10ページにかけてでございますが、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、ルール財源として歳出に対する法定負担率によりまして計上をいたしております。

10ページをお願いいたします。

国庫補助金の6目、介護保険災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災の避難者1名の方の分の国庫補助金でございます。

それから07目、介護保険保険者努力支援交付金でございます。

こちらは令和2年度に新たに創設された交付金でございます。予防健康づくりに対する取り組みに重点化した交付金でございます。

12ページをお願いいたします。

上段、一般会計の繰入金でございます。

1目から4目まではルール分でございます。5目につきましては、職員給与費等の繰入金では、保険給付費と介護認定審査会費でない経費の繰入金でございます。

02節の事務費繰入金につきましては、介護認定審査会費に係る繰入金でございます。

それからその下の介護給付費準備基金繰入金でございます。

こちらは1号保険料の不足分の補填で、保険給付費に充当するものでございます。基金残高は、令和2年度末では2億8,886万9,000円の見込みでございます。こちらのほうに令和3年度の繰入金、積立金を入れまして令和3年度末では2億4,514万8,000円となる見込みでございます。

続きまして、歳出15ページをお願いいたします。

15ページの3項の01目、介護認定審査会費でございます。

3年後となりますけど、令和3年は認定件数が最も多い年度となります。したがって

して、前年と比べて増加しているということでございます。申請予想数といたしましては、1, 997件、審査会も80回予定をしているところでございます。

次ページをお願いいたします。

最下段、保険給付費の介護サービス等諸費でございます。

要介護のサービス減見込みによりまして、この項、合計では約5, 200万円の減とされているところでございます。

18ページをお願いいたします。

続きまして、02項の支援サービス等諸費でございます。

一方、こちらのほうでは要支援のサービスは増加の見込みから項の合計で約800万円の増としているところでございます。

23ページをお願いいたします。

23ページの3款の地域支援事業費の2項、一般介護予防事業費でございます。

こちらの12節の委託料のところに介護支援ボランティアポイント事業委託料がございます。

こちらのほうちょっととんで申しわけないですが、事業別説明資料の42ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの事業は拡充でございます。高齢者による高齢者のためのボランティア制度ということでございます。

市では、外出時の移動手段にお困りの高齢者に対し、いきいき券や通院タクシー券の配布を行っておりますが、まだまだその需要は大きく全てをカバーしきれていない状況でございます。そうした中で、市民の中には自身が買い物に出る際にご近所の高齢者を乗せていってあげるなど、日ごろから助けによる外出支援が行われているところでございます。市では、こういった市民互助の支えあいに着目をいたしまして、これを奨励するため介護施設等でのボランティアポイント制度に外出支援を追加をいたしまして、さらなる互助の促進を図りたいということを思っているところでございます。

具体的には、新規と書かせていただいておりますけれども、高齢者等の無料送迎の支援ボランティアにポイントを付与したいということでございます。

予算書に戻ってください。25ページをお願いいたします。

25ページの3款、地域支援事業費の3項、包括的支援事業・任意事業費のところで、12節の359認知症施策事業委託料、それから02目の任意事業費の11役務費の008賠償補償保険料、それから12委託料の認知症施策事業委託料でございます。こちらのほうにつきましても、事業別の説明資料の41ページをお願いいたします。

こちら新規でございます。認知症高齢者等への支援体制の強化でございます。

認知症にかかる相談支援体制を市だけでなく民間事業者と連携したかたちで整えることで、より身近に相談できる場づくりや普及啓発を進めます。あわせて認知症高齢者等が事故に巻き込まれる心配をされるご家族もあることから、不安を解消するための新た

な支援策も追加し、地域で見守る体制づくりを推進しますということでございます。

1つ目といたしましては、各種相談や地域支援業務の一部を民間事業者に委託して官民連携による事業を進めます。

それから2つ目には、認知症の高齢者等の賠償責任保険の加入でございます。

認知症で徘徊等により行方不明になる恐れのある高齢者等に対しまして、市が個人賠償責任保険に一括加入するというところでございます。

予算書に戻ってください。保険勘定は以上でございまして、続きまして事業勘定についてご説明いたします。

41ページをお願いいたします。

事業勘定のほうでございまして。こちらのほうが要支援の方のケアプランを作成するもので、地域包括支援センターの重要な業務となります。

まず、歳入でございまして。介護予防サービス計画給付費収入でございまして。

ケアプラン収入といたしまして、月250件、年間では3,000件の見込みです。

中ほど、一般会計繰入金でございまして。人件費との繰入分でございまして。

43ページをお願いいたします。

歳出の2款、事業費のところの1目、介護予防サービス計画費でございまして。

こちらの17節、備品購入費でございまして。けれども、ケアプラン作成用のノートパソコンが耐用年数がきておりまして、5台は更新、1台はケアマネージャー1人増に対するものの計6台購入するというものでございまして。

説明は以上です。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（澤史朗）

いろいろと早すぎてどこで説明を受けたのかよくわからない部分がありましたけれど、先ほどの認知症の方の一括で保険をかけておくというお話でしたけども、今現在、対象者というのは何名くらいいらっしゃるのでしょうか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

今の予算のほうも6名分ということになっていますけども、古川で3人、神岡で3人ですね、うちの認知症地域支援推進員のほうで家に帰れなくなったことのあるような迷子になったことがある方ですね、そういった心配のある方が今ちょっとそのくらいいらっしゃるということで、こういった方に対しては保険に入るかたちをとれないかなということで今考えております。

○委員（井端浩二）

関連になりますが、認知症地域支援推進員というのは、大体どの程度いらっしゃるのか、ちょっとそれについて確認させてください。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

現在、職員が2名、会計年度任用職員が1名と正規職員1名というかたちで古川と神岡に配置をしまして、認知症地域支援推進員としての業務をやらせていただいております。

○委員（井端浩二）

私の周りにも1人、今、徘徊するという方がいらっしゃって、一番家族の方が心配されると思うんですが、そういった情報は民生委員、あるいは町内から入ってくるのか。どのようにして入ってくるのか。また、認知症のさっき言った保険以外にもそれに該当するような人がいるのではないかと思います、そのへんについての把握はどうやってされるのでしょうか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

対象者のそういった認知症の方の把握は、日々の相談、いつもの無線放送でもいつもの認知症相談ということと呼ばせてもらっていますけども、ああいったものであったり、包括支援センターの職員もチェックリストというもののスクリーニング的に3年かけて70歳以上の高齢者の皆さんにチェックをしていただいて、もの忘れの傾向があるというようなことがあれば、ケアマネさんとかついてないよということであれば、訪問をしたり。あとまた地域見守り支援員ということで、私どものほうの課に会計年度任用職員が3名いるんですけども、そういった方も日々、高齢者の家を回ってしまして、会話をする中でちょっと気になるなということはずぐチェックいたしますし、さまざまなかたちで当然、民生委員さんにも話しておりますし、民生委員さんも高齢者のほうについては特段よくみてくださっておられますので、そういったところと地域見守り支援員との連携も今年度からちょっととくに図らせていただいています、地道な手段というかたちにはなるんですが、さまざまなかたちで把握に努めているということでございます。

○委員（籠山恵美子）

認知症というか、認知症まで判断できなくても、何か繰り返し同じことを言うとか、言っても理解できなくてまた同じことを聞いてくるとか、そういう近所のおばあちゃんとかがいたときに、例えば包括支援センターに私が相談するとしますね。やっぱりちょっと心配だなと、そのへん徘徊して事故にでもあったら大変だし、近所にこういう方がいるんですけども言ったときに、行政のほうからご本人へのアプローチね、それはやっぱりデリケートじゃないですかね。だから、そのあたりの近所の方がいじめでも虐待でも何でもそうですけど、黙ってないで声かけてくださいというよくコマーシャルもあるじゃないですか。近所の方がもし行政のほうに、近所にこういう人がいてちょっと心配なんだけども言ったときに、行政はその方に直接アプローチするやり方というのはちゃんと仕組みができていますか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

いろんなかたちでご心配のある方の情報が入ってきます。私どもとしては、訪問をさせていただこうとしています。ただ、突然、市役所の人間が訪問してくるといって何でだということにもなりますので、そこはいろいろとその方の状況を把握する中で、作戦といいますか、どういったかたちでアプローチしていこうということを内部でも十分話し合いをして、それで今、認知症初期集中支援チームという、実際、国のほうで全自治体にそういう体制をとりなさいということできていまして、私どもも一応あるんですけども、ただ、現実にはちょっとその初期集中支援チームまでつながなくても、包括支援センターの職員の対応の中でなんとかつながって、受診の必要な方は何とか受診におつながりしたりとかという対応ができています。認知症初期集中支援チームというのもあって、実際の年間2件ほどしかまだ今その集中支援チームにかけてやっているのはないんですけれども、そこいくとさらにどうやって何とかその方とかご家族に理解をいただいて、例えば受診におつながるといったようなですね、そこをどうやって、やっていこうということでサポート医と職員2名、3名でもってのチームでいろいろ検討しながらアプローチしていくということですね、割とこれについても地道な対人援助ということで、その人、その人にあわせていろんなかたちをとりながら、何とかアプローチしていくというようなかたちで取り組んでおります。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終わります。

◆散会

●委員長（前川文博）

以上で、本日の予算特別委員会を散会といたします。次回は、あす、午前10時から開会とします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後3時26分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算特別委員会委員長

前川文博